

第二次下野市男女共同参画プラン (案)

平成 28 年 1 月 26 日現在

下野市

目 次

第1章 プランの策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの基本的な考え方	2
3 プランの期間	3
4 プランの策定体制	3
5 男女共同参画を取り巻く動き	4
(1) 第一次プラン策定以前の動き	4
(2) 第一次プラン策定以降の動き	5
第2章 下野市の男女共同参画の状況	6
1 統計資料等からみる下野市の状況	6
(1) 人口・世帯の状況	6
(2) 婚姻・離婚の状況	9
(3) 福祉等の状況	10
(4) 就業の状況	11
(5) 審議会等委員への女性の登用状況	12
2 市民アンケート調査結果からみる現状と課題	13
(1) 調査の概要	13
(2) 調査結果	13
(3) 調査結果からみえる課題	20
3 第一次プランの推進状況	22
(1) 事業の進捗状況	22
4 下野市の男女共同参画をめぐる主な課題と方向性	26
(1) あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり	26
(2) 女性の活躍を支える基盤づくり	26
(3) 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	27
第3章 プランの基本的な考え方と方向性	28
1 基本理念と将来像	28
2 基本目標	29
3 施策の体系	30
第4章 プランの内容	32
基本目標Ⅰ あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり	32
施策の方向Ⅰ-1 男女がともに働き続けられる職場づくりへの支援	32
施策の方向Ⅰ-2 意思決定の場への女性の参画拡大	34
施策の方向Ⅰ-3 男女がともに担う地域社会づくりへの支援	36
基本目標Ⅱ 女性の活躍を支える基盤づくり	38

施策の方向Ⅱ-1 男女の活躍を支える子育て支援サービスの充実.....	38
施策の方向Ⅱ-2 男女の活躍を支える介護サービスの充実.....	40
施策の方向Ⅱ-3 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備.....	42
施策の方向Ⅱ-4 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援.....	44
基本目標Ⅲ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり.....	46
施策の方向Ⅲ-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・機運づくり.....	46
施策の方向Ⅲ-2 男女間のあらゆる暴力の根絶.....	48
施策の方向Ⅲ-3 国際的な視点からの男女共同参画の推進.....	50
第5章 プランの推進.....	51
1 推進体制の強化.....	51
2 プランの進行管理.....	52
資料編.....	53
下野市男女共同参画推進委員会条例.....	53
下野市男女共同参画推進委員会委員名簿.....	55
下野市男女共同参画推進本部設置要綱.....	56
下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例.....	59
男女共同参画社会基本法.....	63
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	69
策定経過.....	81
男女共同参画に関する用語解説.....	83

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

下野市は、お互いを理解し尊重する心豊かな社会の実現を目指し、総合的かつ計画的に施策を推進するため、平成20年3月に「シェアリング（わかちあい）しもつけー下野市男女共同参画プラン」を策定しました。

現プランによる各種施策の推進や、平成25年3月に策定した「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」の被害防止に向けた取組、関係機関との連携により、下野市の男女共同参画は着実に進展していますが、プラン策定から7年が経過し、その間、国の男女共同参画基本計画（第3次）策定、配偶者暴力防止法の改正、ワーク・ライフ・バランス憲章の改定、女性の活躍促進に向けた取組など、男女共同参画を取り巻く環境は大きく変化してきています。

また、人口減少社会の到来や少子高齢化、核家族化の進展により、子育てや介護等、家庭や地域でのお互いに助け合い支え合う機能が弱まるなど社会構造が変化していることで、労働力人口の減少や非正規労働者の増加、貧困格差の拡大といった現代社会の課題が挙げられます。

経済面においては、バブル経済崩壊後の低成長などにより産業構造が大きく変化しているとともに、事業のグローバル化に伴って、終身雇用制度の崩壊など我が国特有の雇用慣行の変化等、企業や雇用を取り巻く環境も変化しています。

さらに、世帯構成においては、単独世帯や共働き世帯の増加が続く一方で、家計面で、二人以上の世帯のうち勤労世帯における男性世帯主の収入が減少しています。こうした変化の中で、経済成長の担い手としての女性の可能性が注目され、多様な経験や価値観が反映された新たな市場の開拓などが期待されています。特に、職業生活において女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍することが一層重要となっていることから、平成27年9月4日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が公布され、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する方向が定められました。この法律により、市町村は国が定める基本方針を勘案し、市町村における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めることが努力義務となります。

こうした男女共同参画を取り巻く社会情勢に対応し、男女が共に支え合い、個性と能力を十分に発揮して、共に輝きながら心豊かに暮らすことができる地域づくりを目指し、「第二次下野市男女共同参画プラン」を策定するものとします。

プラン策定にあたっては、時代の潮流や市民意識の変化に応じ、目標設定や方向性の見直しを行うとともに、これまでの取組を評価・検証し、継続する施策や新たな展開を図る施策等を具体的に検討していくものとします。

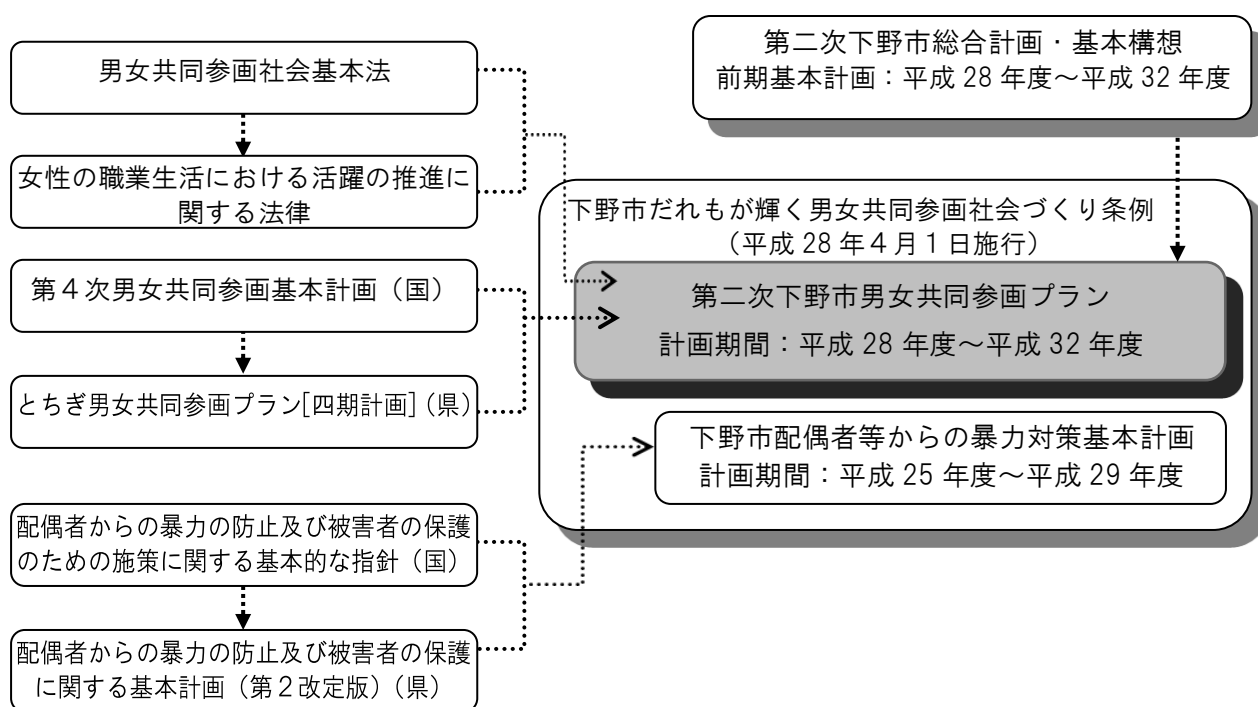
なお、同年男女共同参画に関する基本理念を定めた「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」が策定されることから、その内容を踏まえた上でプランを策定するものとします。

2 プランの基本的な考え方

プランについては、男女共同参画社会の実現に向けた課題の整理とその取組の方向性及び施策の内容を示すものとし、次に掲げることを基本に策定するものとします。また、計画策定の段階から多くの市民参画の機会を設けながら進めるものとします。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、下野市における女性の活躍を促進するための施策を盛り込んだプランです。
- (3) 「下野市総合計画」との整合を図ったプランです。
- (4) 国及び栃木県の男女共同参画に関する計画を勘案したプランです。
- (5) 「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」の基本理念に基づいたプランです。
- (6) 市民アンケート調査を実施することにより、男女共同参画に係る市民の現状や意見を把握し、調査結果により抽出された課題について施策に反映させるものとします。

■ プランの位置づけ



3 プランの期間

このプランの期間は、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や本プランの進捗状況等を考慮し、必要に応じてプランの見直しを行うものとします。

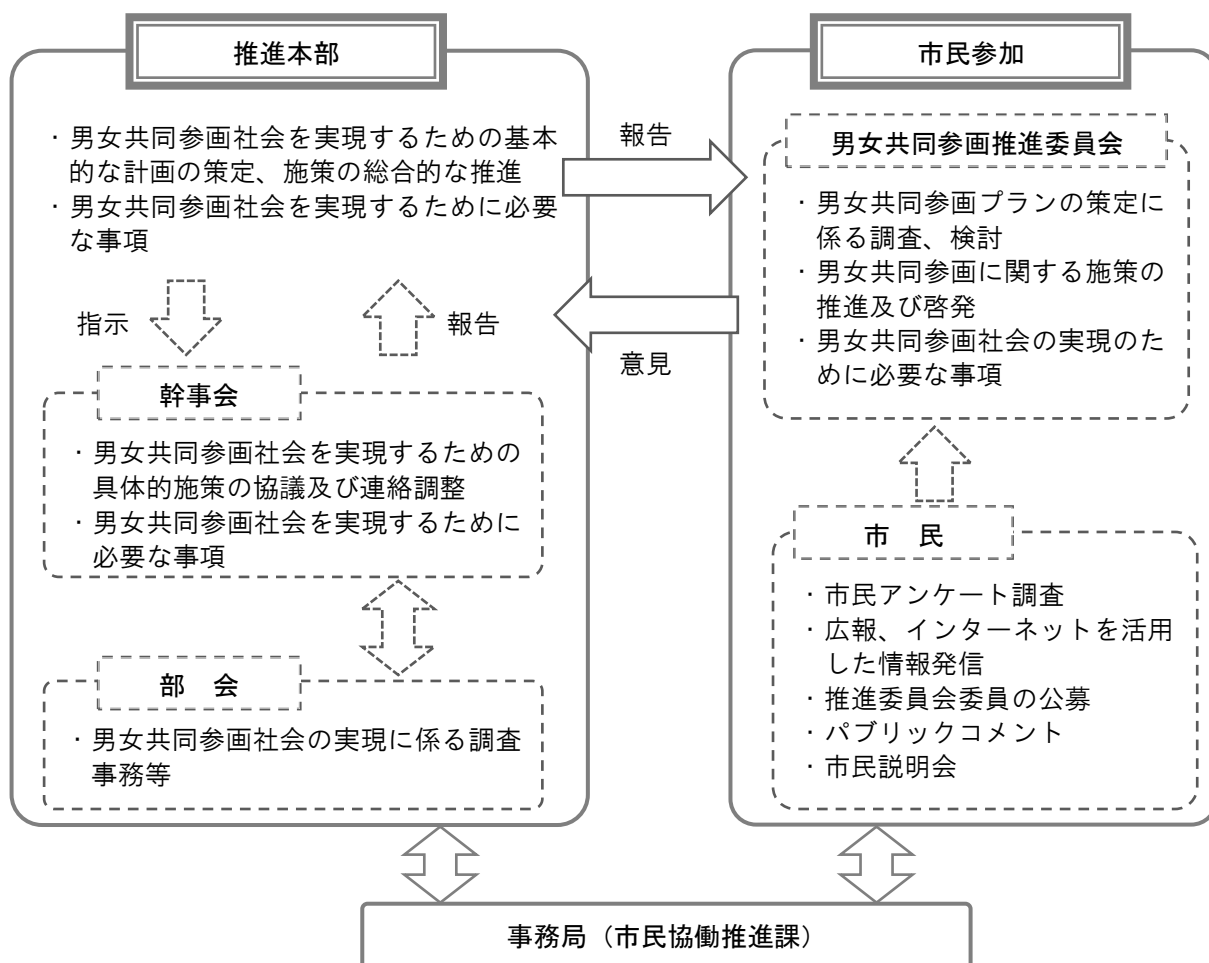
■ プランの期間

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
下野市男女共同参画プラン	第一次プラン								第二次プラン（5 か年）				
								評価、改訂				評価、改訂	
下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例									条例施行				
下野市配偶者等からの暴力対策基本計画							(5 か年)				次期計画 (3 か年)		

4 プランの策定体制

このプランは、次のような体制により策定しました。

■ プランの策定体制



5 男女共同参画を取り巻く動き

(1) 第一次プラン策定以前の動き

①国際的な動き

国連は、昭和 50（1975）年の国際婦人年世界会議において「平等・開発・平和」の 3 つを目標とした「世界行動計画」を採択しました。

昭和 54（1979）年には、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）を採択し、公的分野だけでなく、家庭生活という私的分野においても固定的な性別役割分担意識を解消することを打ち出しました。

平成 5（1993）年の「世界人権会議」では、女性の権利は人権であることを宣言し、平成 7（1995）年、北京での「第 4 回世界女性会議」では、「女性のエンパワーメント」の重要性が明らかにされました。

平成 12（2000）年のニューヨークでの国連特別総会「女性 2000 年会議」では、女性に対する暴力に関する多くの取組が提案されました。

②国の動き

わが国においても、国際的な動きに対応すべく、男女共同参画の取組が進められてきました。昭和 60（1985）年の「女子差別撤廃条約」の批准にあたっては、勤労婦人福祉法や国籍法の改正等によって法制度の整備が大きく進展しました。

平成 11（1999）年には、「女子差別撤廃条約」の批准に伴う国内法として、男女共同参画社会の形成に向けての取組の法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、5 つの基本理念と国、地方公共団体、国民の責務等が明記されました。

さらに、平成 12（2000）年以降、女性に対する暴力の防止に向けて様々な法整備が行われました。

③栃木県の動き

国際婦人年を契機とする世界的な動きや国の動きに対応すべく、女性行政を積極的に推進するため、栃木県では昭和 54（1979）年 4 月、企画部に「婦人青少年課」を新設しました。

平成 8（1996）年には、知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的に取り組む体制を整えました。

また、同年 4 月、女性の活動拠点であり、男女共同参画のための活動拠点施設でもある「とちぎ女性センター・パルティ（現在のとちぎ男女共同参画センター）」が開館し、情報提供、啓発・学習・研修、社会参加支援事業などを実施しています。

平成 13（2001）年には、「男女共同参画社会基本法」を受け、「とちぎ男女共同参画プラン」を策定し、平成 14（2002）年には、男女共同参画の重要性を県民一人ひとりが認識し、県民一丸となった男女共同参画社会の実現に向け「栃木県男女共同参画推進条例」を制定しました。

④下野市の取組

下野市は、平成 18（2006）年 1 月 10 日に南河内町・石橋町・国分寺町の合併により誕生しました。平成 20（2008）年 3 月に第一次プランを策定し、講演会の開催やパンフレットの発行、市広報紙への記事掲載等により、啓発を行いました。

（２）第一次プラン策定以降の動き

現在の我が国における男女共同参画の取組は、平成 22 年 12 月に閣議決定された「第 3 次男女共同参画基本計画」に基づき推進されています。この計画では、実効性の高いアクション・プランとするため、15 の重点分野において「成果目標」が掲げられました。また、平成 27 年に新たな「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されています。

栃木県では、平成 23 年 3 月に策定された「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」に基づき各種男女共同参画に係る取組が推進されています。栃木県においても、「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」の策定に向けて、取組が進められています。

■第一次プラン策定（平成 20 年 3 月）以降の男女共同参画を取り巻く社会の動向

	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	下野市の取組
2009 （平成 21）		・「育児・介護休業法」改正		
2010 （平成 22）	・第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）（ニューヨーク）	・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 ・「ワーク・ライフ・バランス憲章」改定		
2011 （平成 23）	・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関）正式発足		・「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」策定 [H23～27] ・とちぎ男女共同参画センター開所	・「下野市男女共同参画プラン市民意識調査」実施
2012 （平成 24）	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次改定版）策定 [H24～28]	
2013 （平成 25）		・「日本再興戦略」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		・「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」策定 [H25～29]
2014 （平成 26）		・すべての女性が輝く社会づくり本部の設置 ・「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定 ・「仕事と介護の両立支援」のポータルサイト開設	・「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」策定に向けた意識調査の実施	・「下野市男性も女性も共に輝く社会づくりに関するアンケート調査」実施
2015 （平成 27）	・第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」記念会合）（ニューヨーク）	・「女性のチャレンジ応援プラン」策定 ・「食料・農業・農村基本計画」閣議決定 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布		・「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」検討

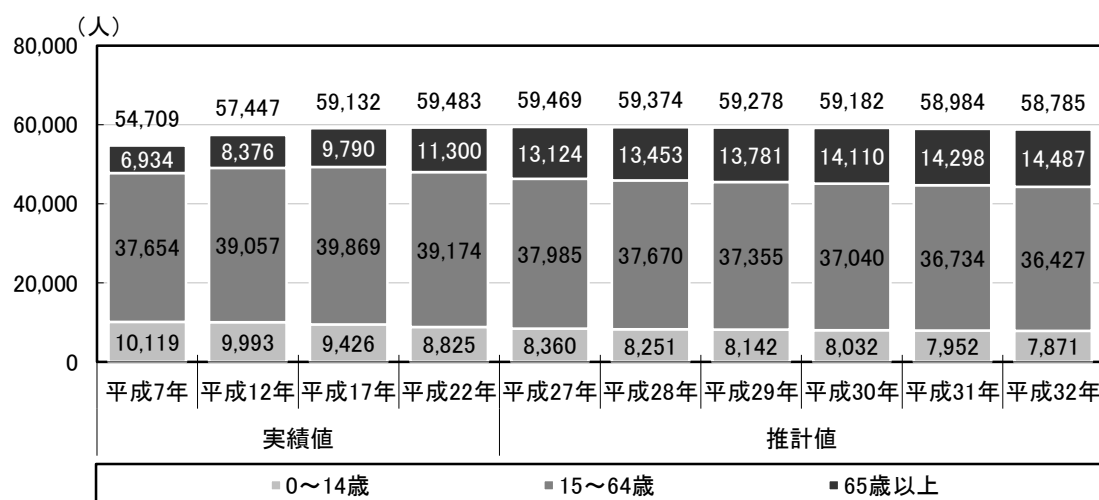
第2章 下野市の男女共同参画の状況

1 統計資料等からみる下野市の状況

(1) 人口・世帯の状況

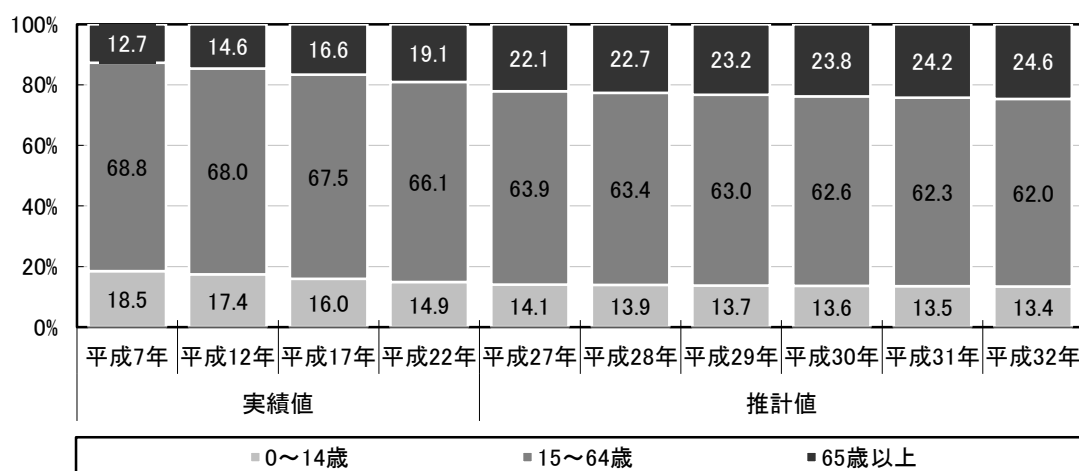
下野市の人口は微増傾向にありますが、今後は緩やかに減少していくことが見込まれています。年齢3区分別人口をみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少しており、65歳以上の高齢者人口は増加していることから、下野市においても少子・高齢化が進行していることがうかがえます。

■年齢3区分別人口の推移



資料：平成22年までは国勢調査、平成27年以降は市総合計画

■年齢3区分別人口構成比の推移



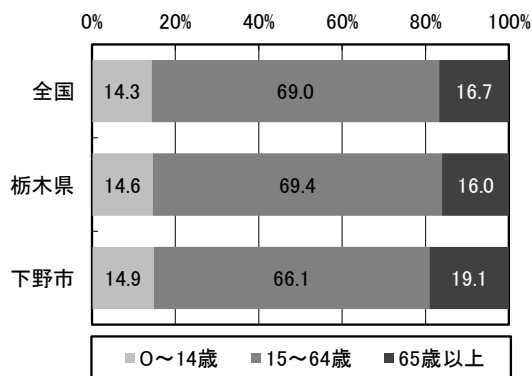
資料：平成22年までは国勢調査、平成27年以降は市総合計画

平成 22 年の国勢調査の結果から年齢 3 区分別人口をみると、全国、栃木県に比べて下野市では 0～14 歳の年少人口割合が高いにも関わらず、65 歳以上の高齢者人口割合も高くなっています。このことから、下野市は 15～64 歳の生産年齢人口割合が低いことがうかがえます。

下野市の人口性比は女性 100 に対し男性 98.1 と、若干ではありますが女性が多くなっています。

また、日本創成会議の人口問題検討分科会の試算によれば、下野市の 2040 年における「20～39 歳女性」の将来推計人口は、50%以上減少と試算された「消滅可能性都市」には該当していませんが、大都市圏等への人口移動が収まった場合では 35.1%減少し、収まらない場合では 36.4%減少すると試算されています。

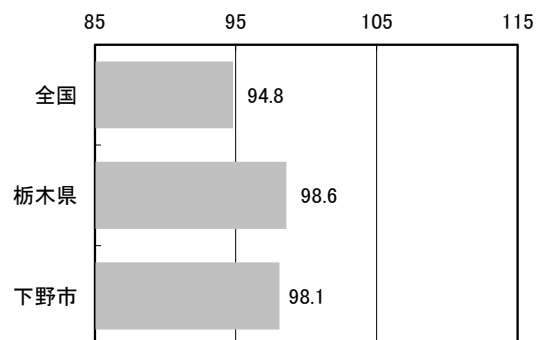
■ 年齢 3 区分別人口割合（全国・栃木県比較）



資料：国勢調査（平成 22 年）

■ 人口性比（全国・栃木県比較）

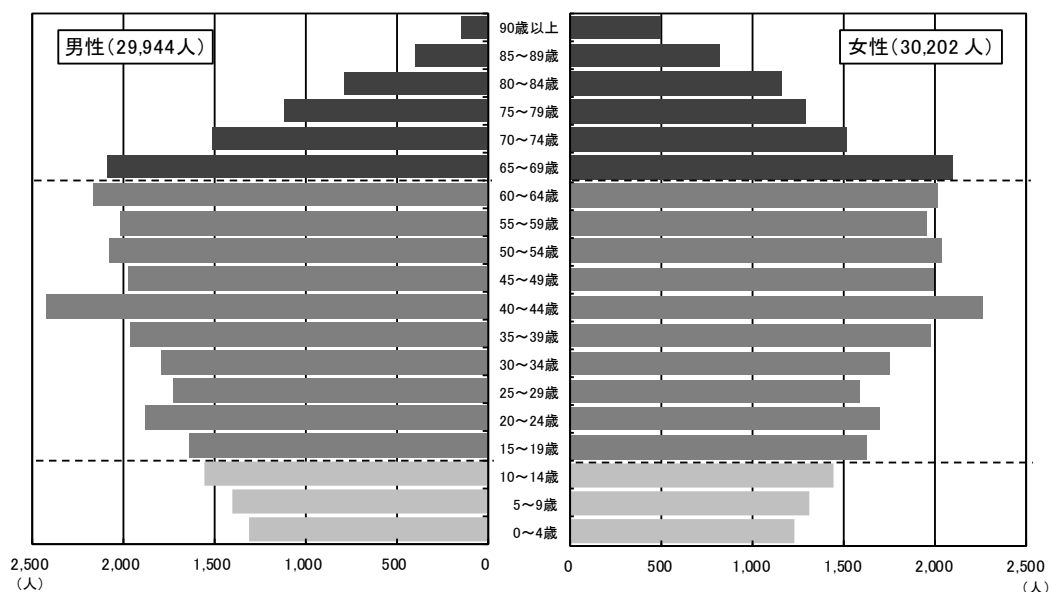
※女性を 100 とした場合の男性の比率



資料：国勢調査（平成 22 年）

下野市の人口を 5 歳階級別にみると、40～44 歳が最も多く、次いで 65～69 歳となっています。また、男女別にみると、34 歳以下で女性よりも男性が多くなっています。高齢期では、男性に比べて女性の平均寿命が長いので、70 歳以上で女性が男性を上回っています。

■ 5 歳階級別人口ピラミッド（男女別）

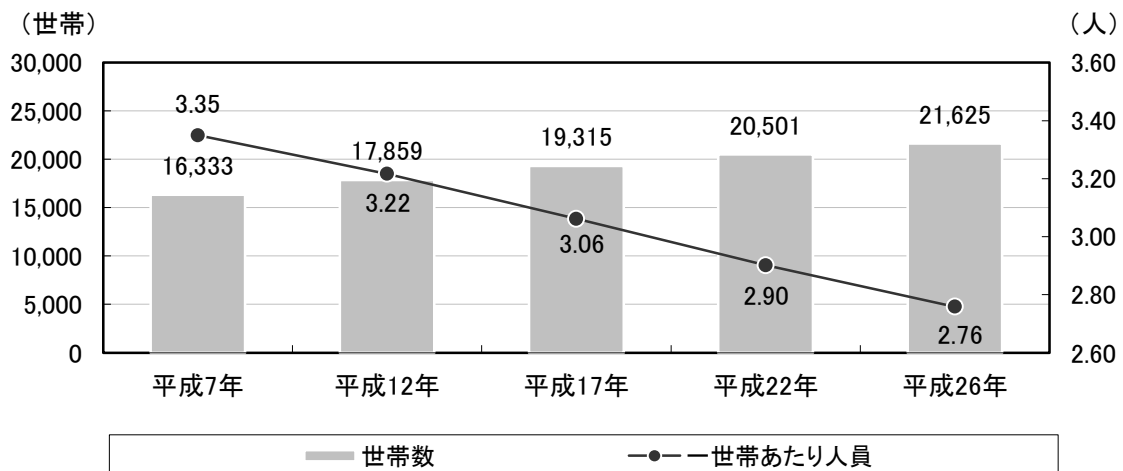


資料：住民基本台帳（平成 27 年 11 月 1 日現在）

世帯数の推移をみると、年々増加しており、平成 26 年 10 月 1 日現在で 21,625 世帯となっています。一方で、一世帯あたり人員の推移をみると、平成 26 年 10 月 1 日現在で 2.76 人と年々減少しており、世帯の少人数化が進行していることがうかがえます。

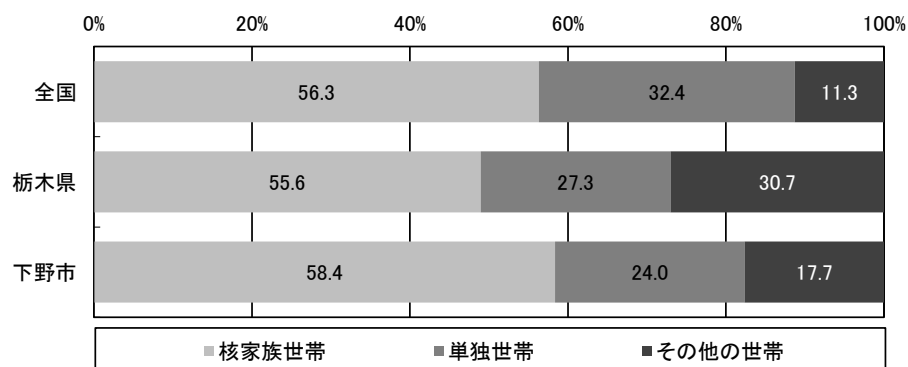
また、国勢調査の結果から世帯の状況をみると、徐々に単独世帯（世帯人員が 1 人の世帯）の割合が増加しているものの、全国、栃木県に比べると低い割合となっています。一方、核家族世帯の割合は全国、栃木県に比べると高くなっていることが特徴です。

■世帯数と一世帯あたり人員の推移



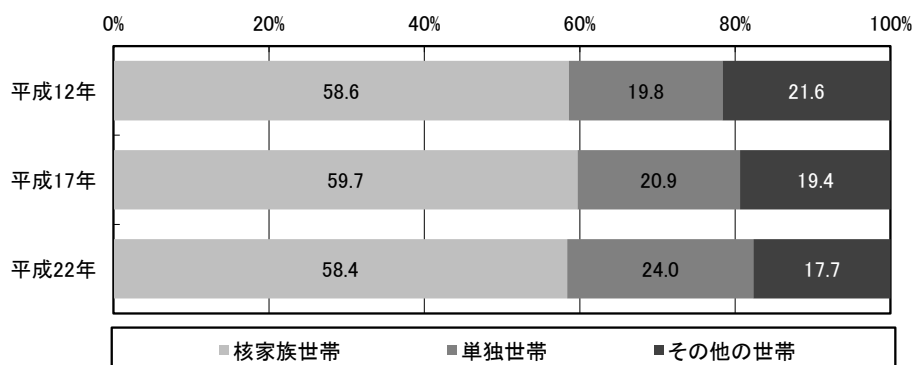
資料：平成 7 年～平成 22 年は国勢調査、平成 26 年は栃木県統計年鑑（10 月 1 日現在）

■平成 22 年世帯構成比（全国・栃木県比較）



資料：国勢調査（平成 22 年）

■下野市の世帯構成比の推移



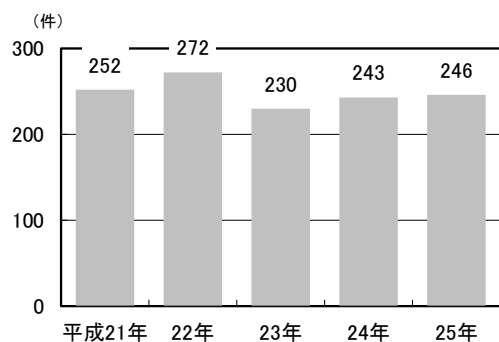
資料：国勢調査

(2) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は、平成 25 年で 246 件と、平成 23 年にやや減少したものの、微増傾向にあります。離婚件数は平成 21 年から平成 24 年にかけて 100 件前後で推移してきたものの、平成 25 年では 80 件と減少しています。

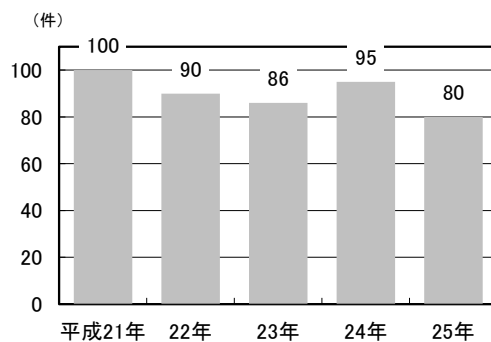
男女年齢別の未婚率をみると、平成 12 年と平成 22 年を比較して、男女ともにすべての年代で未婚率が増加しています。男性では 30 歳代後半から 40 歳代前半、女性では 30 歳代の未婚率がこの 10 年間で高まっており、晩婚化の傾向がうかがえます。

■婚姻件数の推移



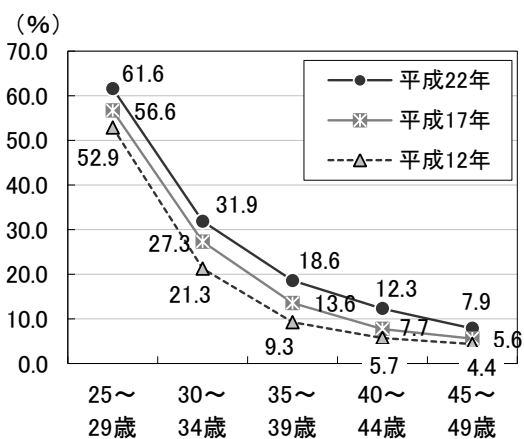
資料：栃木県人口動態統計

■離婚件数の推移



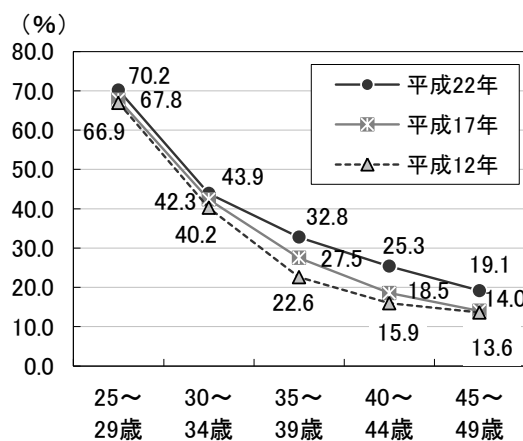
資料：栃木県人口動態統計

■女性の年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査

■男性の年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査

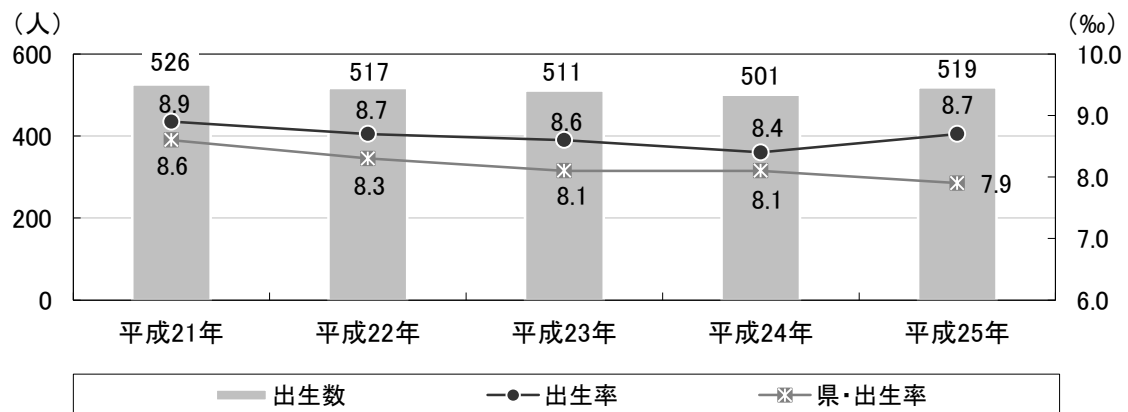
(3) 福祉等の状況

下野市の出生数は、近年 500 人を上回って推移しています。

出生率は、平成 24 年に若干減少したものの、平成 25 年には 8.7‰（千分率）となっています。また、栃木県の出生率と比較すると、いずれの年も県の値を上回って推移しています。

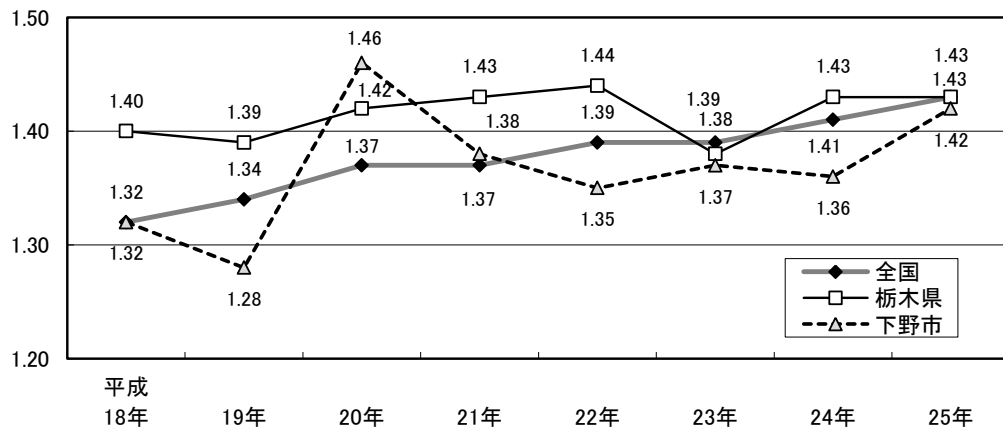
15 歳から 49 歳までの一人の女性が一生の間に生むと推測される子どもの数を示す合計特殊出生率は、全国、栃木県、下野市いずれも増加傾向にあります。下野市は全国、栃木県に比べるとやや下回って推移しているものの、平成 25 年にはほぼ同水準まで増加しています。

■出生数及び出生率の推移（栃木県比較）



資料：栃木県人口動態統計

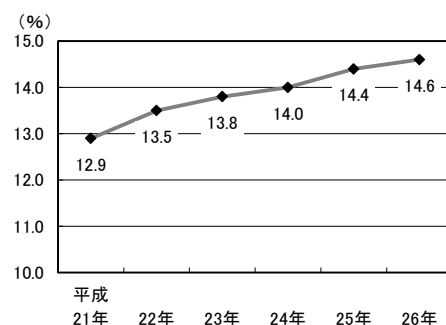
■合計特殊出生率の推移（全国・栃木県比較）



資料：栃木県人口動態統計

介護保険における認定率（65 歳以上の被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合）は、年々増加しており、何らかの支援や介護が必要な高齢者が増加していることがうかがえます。

■要介護認定率の推移



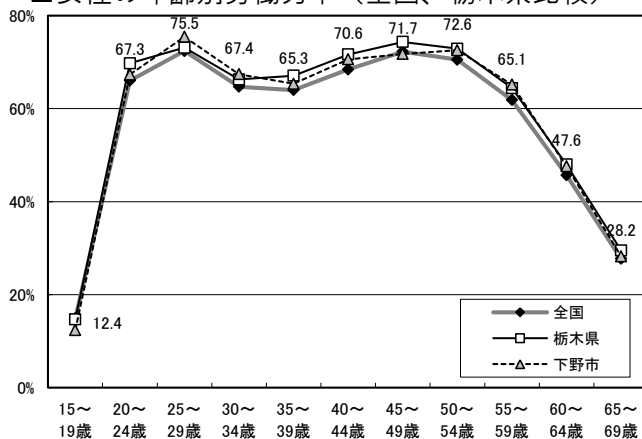
資料：介護保険事業状況報告（9月記載分）

(4) 就業の状況

女性の年齢別労働力率を全国、栃木県と比較すると、いずれも20歳代後半から30歳代前半にかけて低下し、年齢が上がるにつれて再び上昇するM字曲線を描いています。全国、栃木県に比べて、下野市では30歳代後半から40歳代の労働力率がより低くなっています。

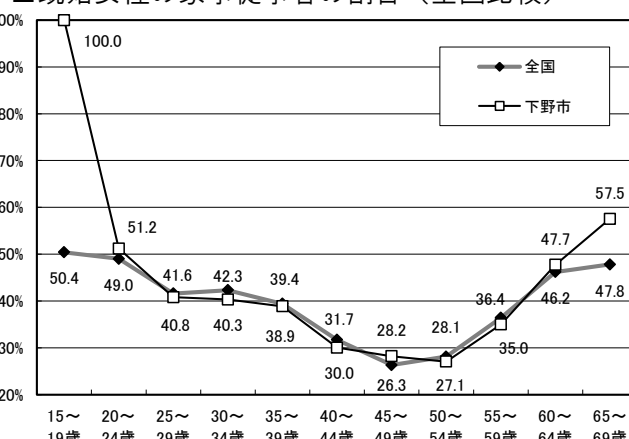
また、既婚女性のみに着目してみると、全国に比べて下野市では20歳代から30歳代では「家事」に従事している割合がやや低くなっています。

■女性の年齢別労働力率（全国、栃木県比較）



資料：国勢調査（平成22年）

■既婚女性の家事従事者の割合（全国比較）



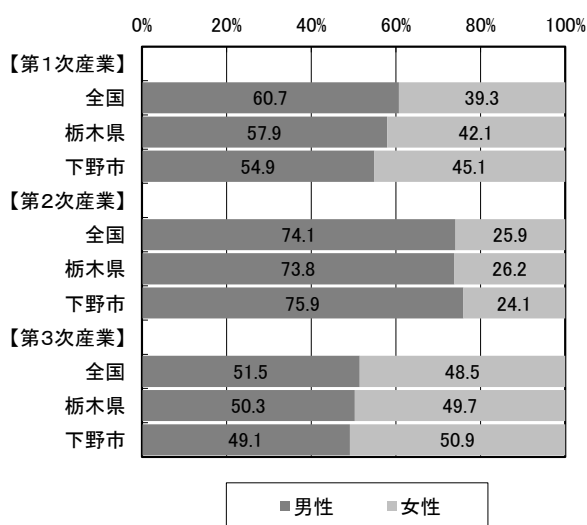
資料：国勢調査（平成22年）

※15歳以上人口に占める「非労働力人口」のうち「家事」（自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた）者の割合を示している。

産業分類別就業者数の男女比をみると、下野市では全国、栃木県と比較して第2次産業で男性の割合が高くなっています。第3次産業では女性の割合が高く、50%を超えています。

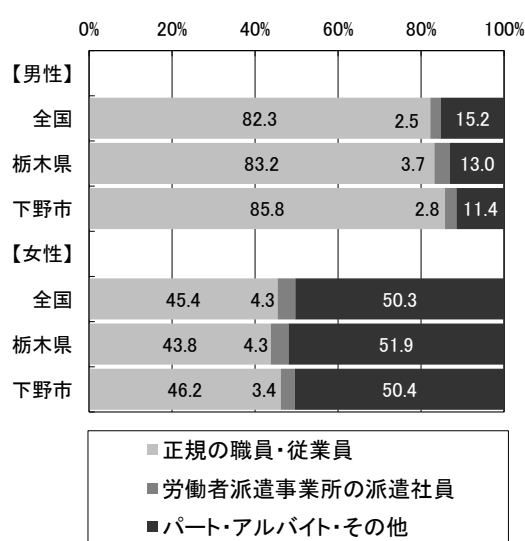
雇用者の雇用形態の状況をみると、男性では「正規の職員・従業員」が85.8%と最も多くの割合を占めていますが、女性では「パート・アルバイト・その他」が50.4%と半数以上を占めています。

■産業分類別就業者数の男女比（全国、栃木県比較）



資料：国勢調査（平成22年）

■男女別雇用者の状況（全国、栃木県比較）

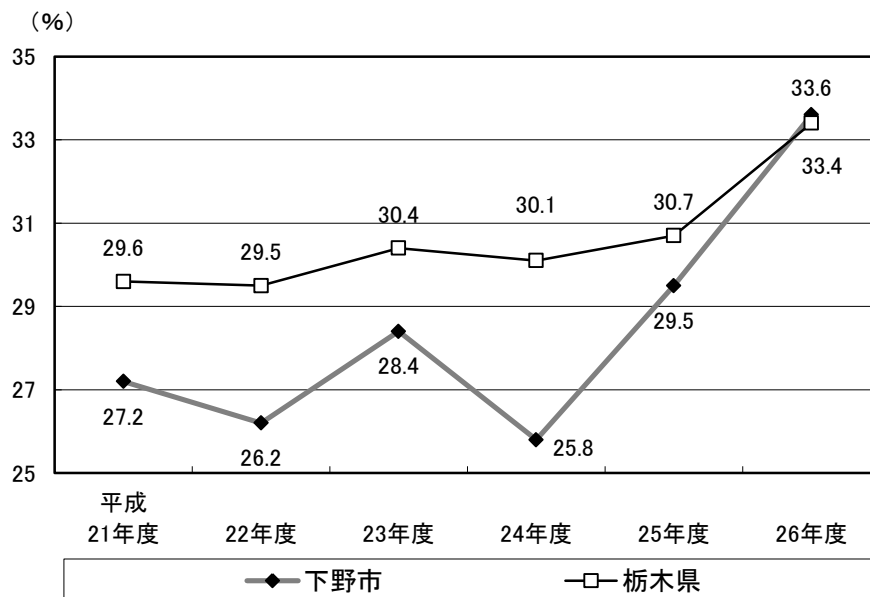


資料：国勢調査（平成22年）

（５）審議会等委員への女性の登用状況

付属機関（法令設置）への女性登用率は平成 26 年 4 月時点で 33.6%となっており、この 1 年で大きく増加しています。また、栃木県と比較すると、ほぼ同じ状況となっています。

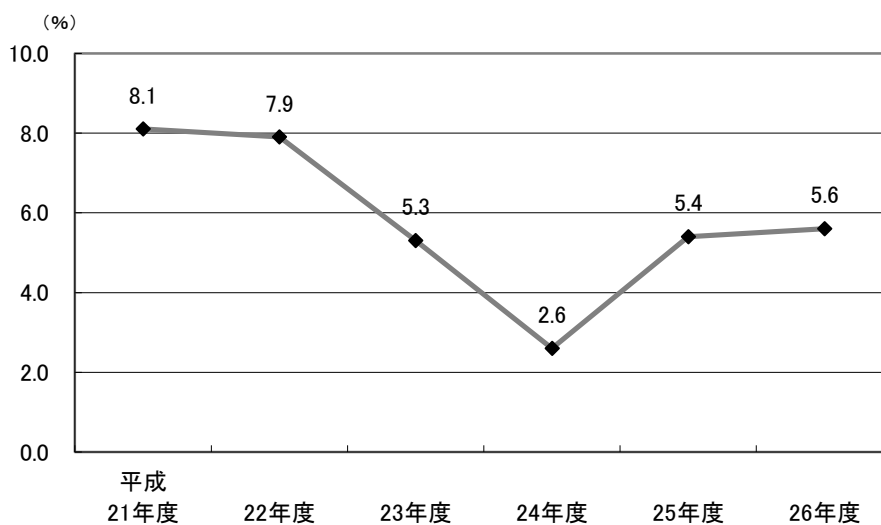
■審議会等委員への女性の登用率の推移（栃木県比較）



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

市職員の管理職への女性登用率は平成 26 年 4 月時点で 5.6%となっています。

■下野市職員管理職への女性の登用率の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

2 市民アンケート調査結果からみる現状と課題

(1) 調査の概要

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、市民アンケート調査を実施しました。

<市民アンケート調査の実施概要>

	内容
対 象	下野市に居住している 18 歳以上の市民 2,000 人を無作為に抽出
調査期間	平成 27 年 2 月 13 日から 2 月 28 日まで（3 月 9 日回収分まで反映）
調査方法	調査票による本人記入方式。郵送による配布、郵送による回収
有効回収数	666（回収率：33.3%）

※グラフ中の「n」とは、Number of Casesの略で、各設問に該当する回答者総数を表します。

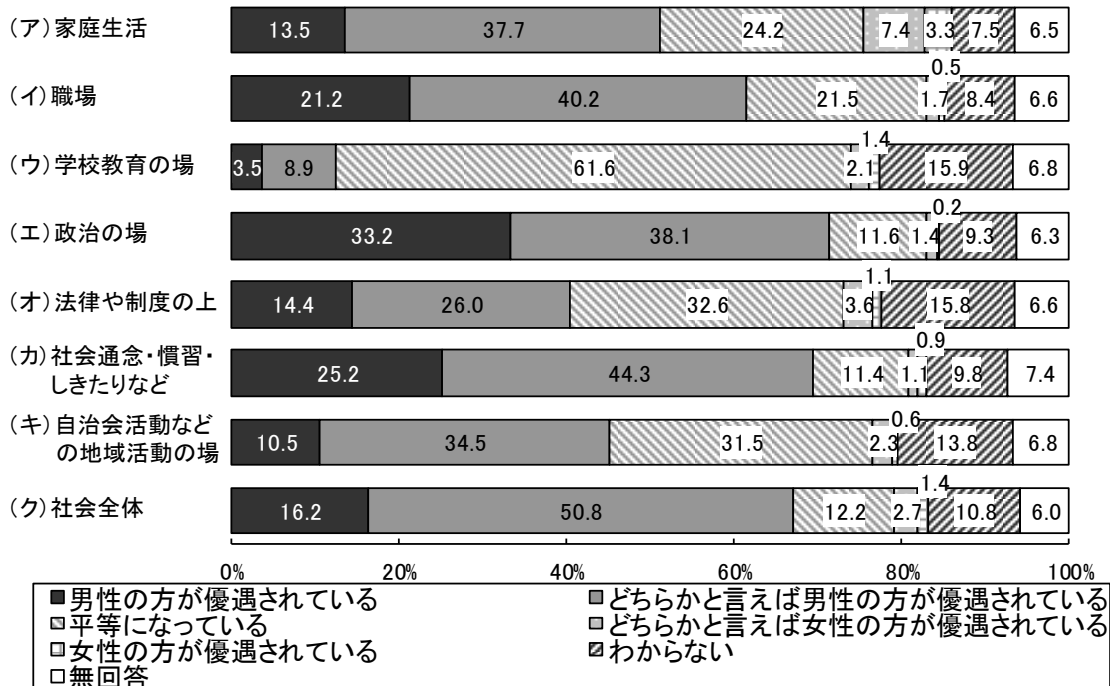
(2) 調査結果

①男女の平等感について

あらゆる分野における男女の平等感について、“男性優遇（「男性の方が優遇されている」と「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」を合わせた割合）”、“男女平等”、“女性優遇（「女性の方が優遇されている」と「どちらかと言えば女性の方が優遇されている」を合わせた割合）”に分けてみていくと、“男女平等”が最も多いのは、[(ウ)学校教育の場]で 61.6%、次いで[(オ)法律や制度の上]が 32.6%、[(キ)自治会活動などの地域活動の場]が 31.5%となっています。“男性優遇”が最も多いのは、[(エ)政治の場]で 71.3%、次いで[(カ)社会通念・慣習・しきたりなど]が 69.5%、[(ク)社会全体]が 67.0%となっています。一方、“女性優遇”は[(ア)家庭生活]で 10.7%となっている以外は 1 割に満たない回答となっています。

■あらゆる分野における男女平等感

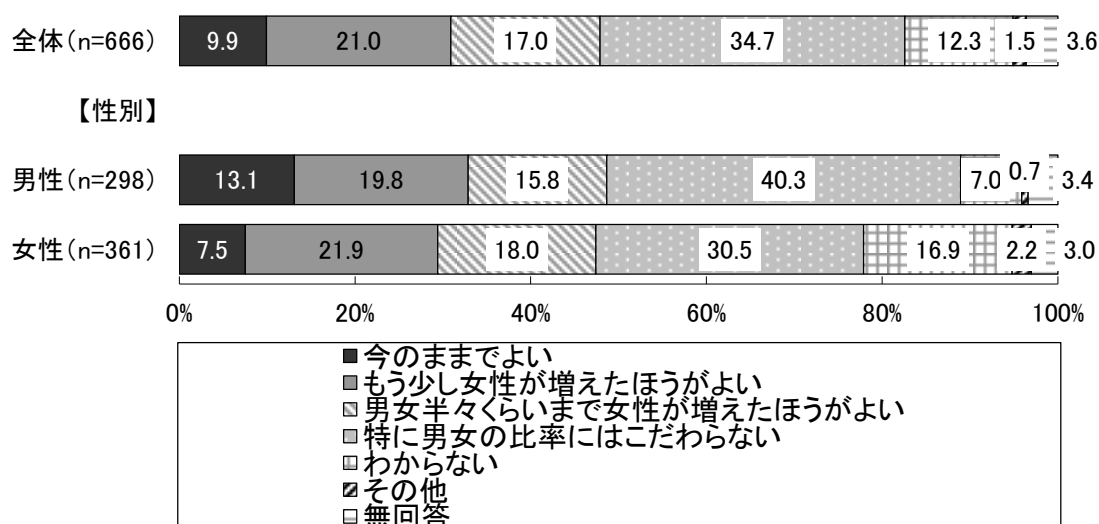
(n=666)



②政策・方針決定過程や地域活動への女性の参画について

政策・方針決定の場合への女性の参画については、「特に男女の比率にはこだわらない」が34.7%と、男女の比率にこだわらない人が最も多くなっている一方で、「もう少し女性が増えたほうがよい」と「男女半々くらいまで女性が増えたほうがよい」を合わせた、女性が増えたほうがよいと感じている割合が38.0%と、女性の参画を望む割合が多くなっています。

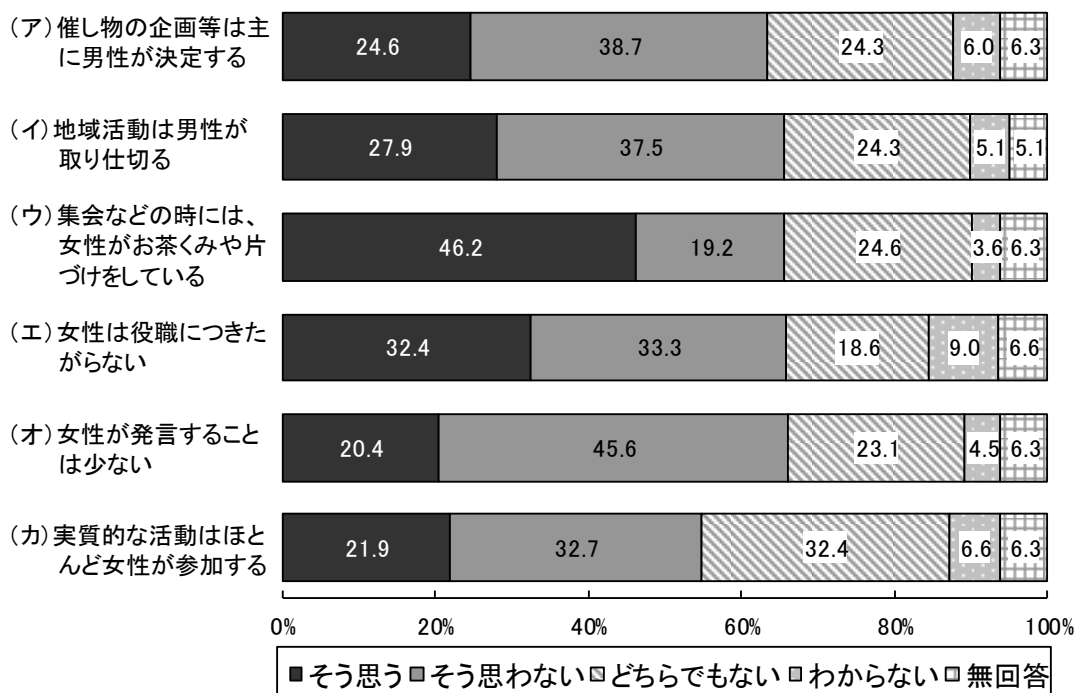
■市の審議会や委員会等の委員の女性の割合について



現在参加している地域活動の現状については、〔ウ〕集会などの時には、女性がお茶くみや片づけをしている〕以外の項目では「そう思わない」が最も多くなっており、男女が共に地域活動に参画している状況となっています。

■現在参加している地域活動の現状

(n=333)

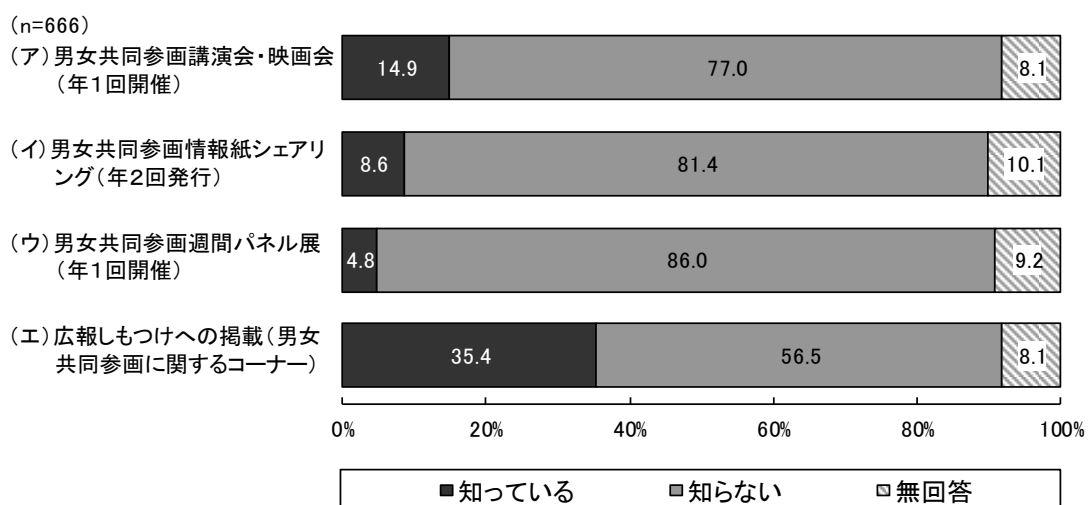


③市の事業の認知度と利用状況

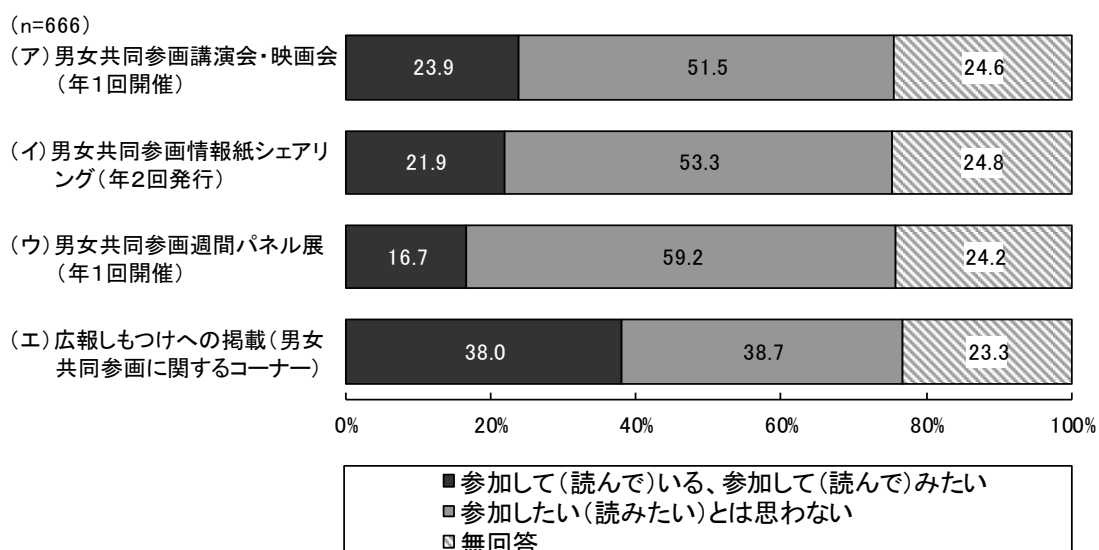
市の事業の認知度については、[(エ) 広報しもつけへの掲載(男女共同参画に関するコーナー)]で「知っている」が35.4%と最も多く、次いで「(ア) 男女共同参画講演会・映画会(年1回開催)」が14.9%となっています。

利用状況についても、[(エ) 広報しもつけへの掲載(男女共同参画に関するコーナー)]で「参加して(読んで)いる、参加して(読んで)みたい」が38.0%と最も多く、[(ア) 男女共同参画講演会・映画会(年1回開催)]と[(イ) 男女共同参画情報紙シェアリング(年2回発行)]が2割台となっています。

■市の事業の認知度



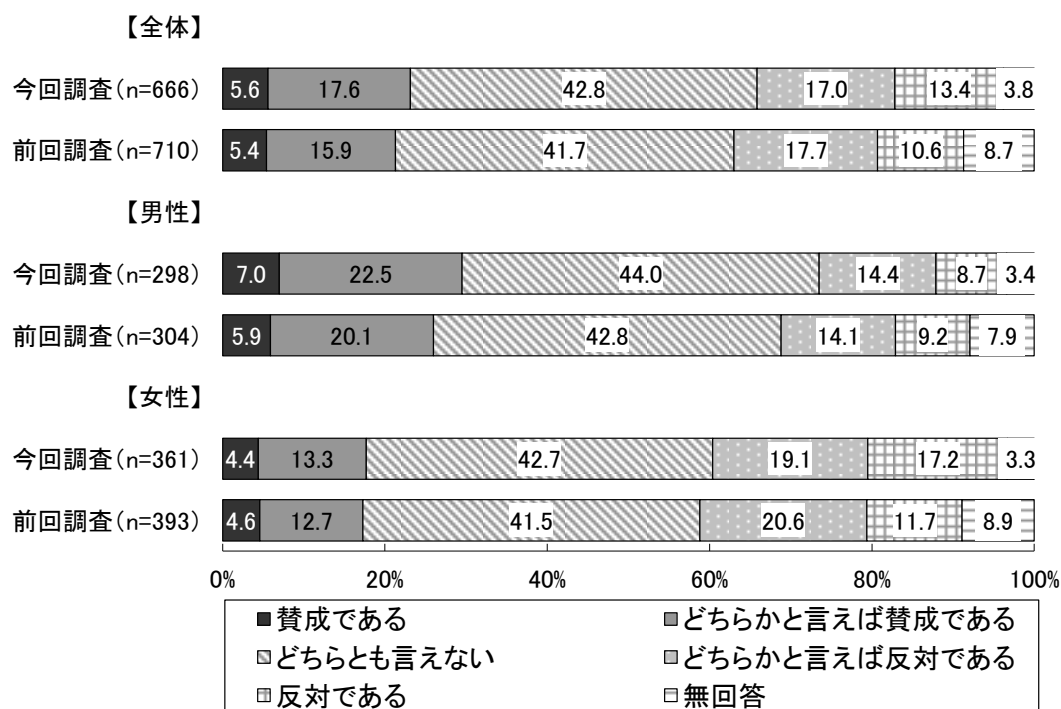
■市の事業の利用状況



④固定的な性別役割分担意識について

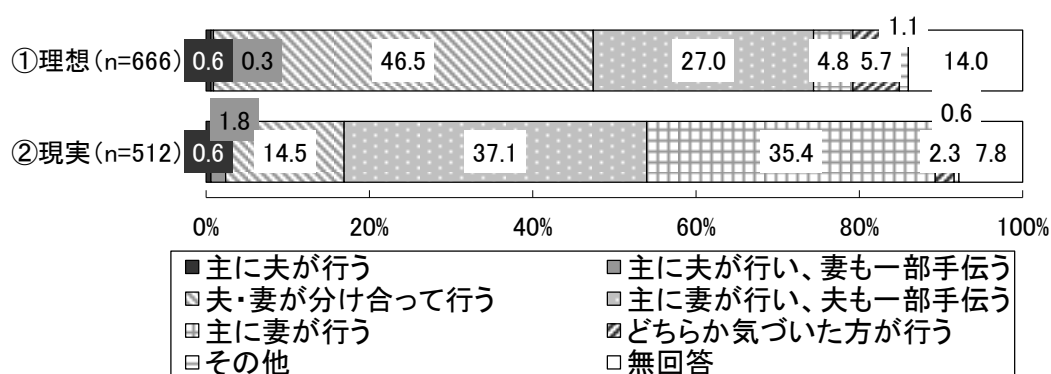
下野市において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、“賛成である（「どちらかと言えば賛成である」と「賛成である」を合わせた割合）」が 23.2%、“反対である（「どちらかと言えば反対である」と「反対である」を合わせた割合）」が 30.4%と、固定的な性別役割分担意識について否定的な市民が多くなっています。

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



家事の役割分担について、理想としては「夫・妻が分け合って行う」が 46.5%と最も多くなっているものの、現実では「主に妻が行い、夫も一部手伝う」や「主に妻が行う」を合わせた“妻が行う”が 72.5%と大半を占めており、固定的な性別役割分担意識に基づく行動をとっている人が多く、理想と現実でのギャップが大きくなっています。

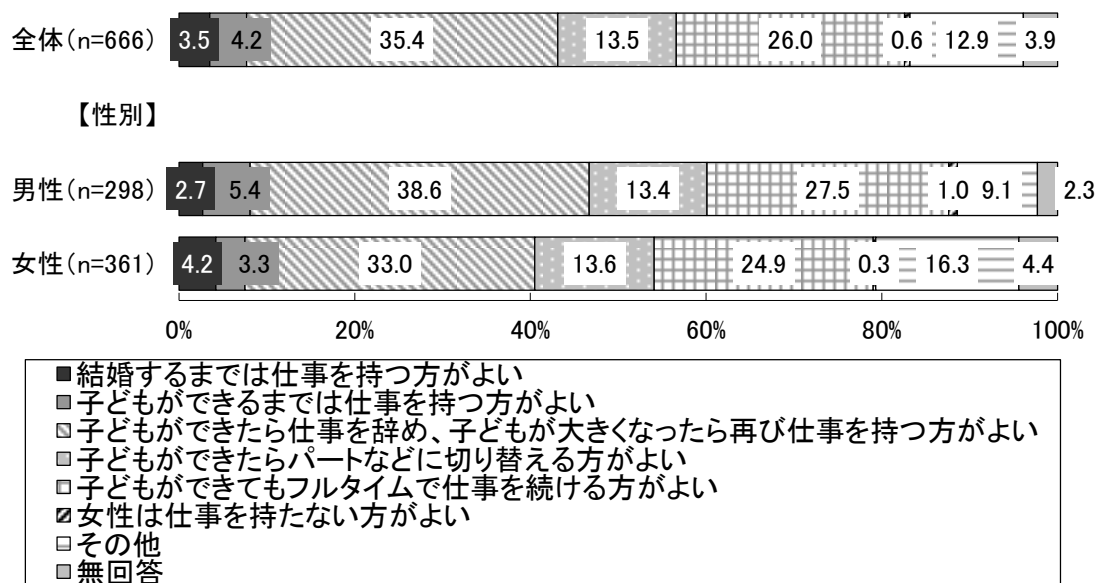
■家事（掃除・洗濯・食事の支度・食事の後片づけ）の役割分担の理想と現実



⑤女性の望ましい働き方について

女性の望ましい働き方の意識では、「子どもができれば仕事を辞め、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が 35.4%と最も多くなっています。しかし、「子どもができればパートなどに切り替える方がよい」と「子どもができてフルタイムで仕事を続ける方がよい」を合わせると 39.5%となっており、その差は 4.1 ポイントと、就労継続を希望する割合が再就職を希望する割合を上回っています。その差を性別にみると、男性の差が 2.3 ポイント、女性の差が 5.5 ポイントとなっていることから、女性自身は就労継続を希望している割合が男性に比べて高い傾向にあることがうかがえます。

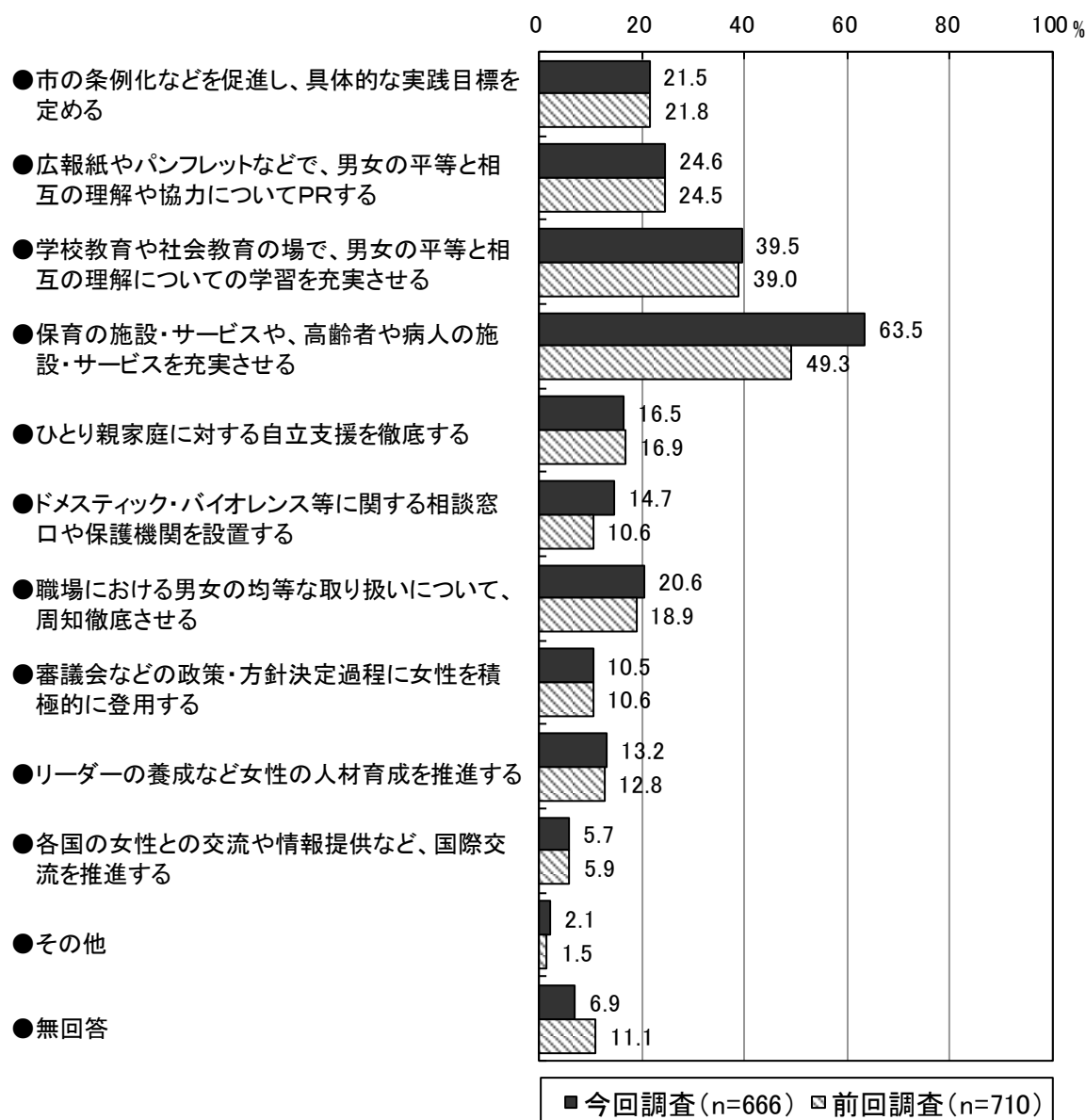
■女性の望ましい働き方



⑥市が力を入れるべきことについて

男女が共に活躍し、輝く社会づくりを行うために市が力を入れることとして、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設・サービスを充実させる」が63.5%と最も多く、前回調査と比較しても14.2ポイント増加しています。次いで、「学校教育や社会教育の場で、男女の平等と相互の理解についての学習を充実させる」が39.5%、「広報紙やパンフレットなどで、男女の平等と相互の理解や協力についてPRする」が24.6%となっています。

■男性も女性も共に輝く社会をつくるため、市が力を入れるべきこと



(3) 調査結果からみえる課題

調査結果からみえる課題を第一次プランの3つの基本目標に沿って取りまとめました。

基本目標Ⅰ 互いに思いやる人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

【男女がともに家事を分担するための側面的な支援の推進】

男女平等や男女共同参画への意識については、依然として、共働きであっても、男性よりも女性へ家事・育児等の負担がかかっている【現状】はあるものの、【理想】の姿としては「夫・妻が分け合って行う」が最も多くなっていることから、男女平等や男女共同参画の意識に基づき、家事分担を実践するための側面的な支援（企業への制度周知・制度の利用促進等）が求められています。

【情報紙シェアリングを活用した分かりやすい周知・啓発の推進】

男女共同参画に関する言葉の認知度は高まっているものの、依然として低い割合となっていることから、内容まで理解してもらえるよう、分かりやすい周知・啓発に努める必要があります。その際、広報しもつけに比べて情報紙シェアリングの認知度は低いため、内容の充実に努める必要があります。

【すべての世代に対する多様な学習機会の場の確保】

下野市においては、学校教育の場では男女平等感が県調査と比較しても高いため、子どものころに養われた男女平等や男女共同参画意識がライフステージの中で一層醸成されていくよう努めるとともに、特に、男女共同参画に対する「無関心層」への働きかけとして、生涯学習や社会教育など多様な学習機会の場を確保し、周知していくことが必要です。

【若年層に向けた男女共同参画に関する事業の検討】

現在、市で実施している男女共同参画に関する事業に対しては、若年層の認知度が低く、また参加意向も低いいため、内容の検討が必要です。

基本目標Ⅱ 男女がともに個性や能力を発揮できる社会環境づくり

【ワーク・ライフ・バランスが達成できる環境づくり】

「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」をともに優先したいという意向があるにもかかわらず、男女ともに仕事や家庭生活を優先せざるを得ない状況となっています。

【保育施設等の充実】

女性の望ましい働き方の意識では、再就職を希望する割合が35.4%と最も多くなっています。しかし、正社員での継続だけではなくパートタイムへの切り替えも含めると、就労継続を希望する割合が再就職を希望する割合を上回っています。また、現在働いていない方の理由として、特に女性で家事や育児の負担を理由に挙げている割合が高くなっています。しかし、今後、働きたいという希望があることから、男女が共に子育てをしながら働き続けるとともに、結婚や出産を機に離職したとしても再就職できるよう、保育施設等の充実・職場の理解、労働時間の短縮化等を行う必要があります。

【職場環境の整備、制度の周知・利用促進】

今後、男女が共に、家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加するためには、“働き方を変えること”が最も重要だと考えている方が多くなっていますが、コミュニケーションや男性の意識が重要であるとの回答も多くなっています。そのため、雇用者と労働者双方に対する理解の促進と、それを支援するための制度の周知や利用促進を図ることが必要です。

【政策・方針決定過程への参画に向けた環境づくり】

政策・方針決定過程への女性参画については、男女の比率にこだわらない人が多くなっている一方で、女性が増えたほうがよいと感じている人も少なくありません。女性を増やすためには、「男女の比率が偏らないように積極的に女性に参加してもらうこと」が挙げられていることから、男女ともに、個人の能力や適性に応じた参画が図られるような環境をさまざまな場面でつくっていく必要があります。

【男女がともに参画する地域活動の場づくり、活動者の増加に向けた企業の協力の促進】

下野市の地域活動については、男女が共に活動の運営に関わり、女性も役職につき、発言をしている一方で、実際の活動では男女間で意識に差があります。また、地域活動を活性化していくためには、就労環境の改善が重要であるとの回答が高いことから、企業の協力が必要です。

基本目標Ⅲ 男女が平等に安心して健康で豊かに暮らせる生活環境づくり

【介護者支援の充実、健康づくりの実施】

育児だけでなく、老後への生活に対しても不安が高まっており、介護など男女が協力して高齢者の生活を支えていける体制だけでなく、ワーク・ライフ・バランスの延長線上にある人生を、心身ともに健康的に過ごせる環境づくりと、安心して生活していけるための支援を行うことが求められています。

【子育てサービス・高齢者福祉サービスの充実】

男女が共に輝く社会づくりを進めていくために市が力を入れる施策として、子育てを支援するための保育施設や保育サービス及び高齢者施設や高齢者福祉サービスを充実させることへの要望が高まっていることから、個別計画と連携しながら、より一層サービスの充実に努める必要があります。

【若年層に向けたドメスティック・バイオレンスの周知、相談窓口の周知・充実】

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の被害経験がある人は少なからずみられます。このうち、身体的暴力といった目に見える暴力だけでなく、精神的暴力等が増えてきており、加害側も自己の行為を暴力と認識せず、無意識のうちにDVの危害を加えている可能性が懸念されます。また、DVの被害を受けた場合に適切に対処できるよう、若い世代からDVそのものへの認識を深めていく必要があるとともに、相談体制の整備・相談窓口の周知が重要となっています。

【女性の就業につながる事業の実施】

市が実施する男性も女性も共に輝く社会づくりに関する事業で、参加してみたいと思うものについて、特に女性で就業につながる事業への参加意向が高くなっており、下野市では子育て後の就業を希望する割合が高いことから、就業につながる講座が有効です。

3 第一次プランの推進状況

(1) 事業の進捗状況

第一次プラン（「シェアリング（わかちあい）しもつけ一下野市男女共同参画プラン」）では、3つの基本目標に基づき、男女共同参画に関する事業を推進してきました。平成20年度から26年度までの7年間の各事業の進捗状況の総括は以下のとおりです。

＜評価基準＞ ※担当課評価は、平成26年度時点の評価を最終評価としています。

A評価・・・男女共同参画の視点を取り入れている。

B評価・・・男女共同参画の視点をやや取り入れている。

C評価・・・男女共同参画の視点が不足している。

基本目標Ⅰ 互いに思いやる人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

施策の方向	A評価 達成率	評価		
		A評価	B評価	C評価
I-1 男女平等意識の確立	100.0%	16	0	0
I-2 固定的な性別役割分担意識の解消	100.0%	10	0	0
I-3 国際的な視点からの男女共同参画の推進	100.0%	7	0	0

【基本目標Ⅰの総括】

基本目標Ⅰの評価をみると、すべての事業でA評価となっています。

「I-1 男女平等意識の確立」では、すべての事業でA評価となっています。小中学校では、人権教育やキャリア教育において男女共同参画の視点に立った教育を実施するとともに、性教育では、発達段階に応じた指導を実施しました。一般市民を対象として、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※¹」の啓発に努めたものの、市民の認知度は低くなっており、さらなる周知が課題となっています。また、毎年度、市民との協働により、男女共同参画のつどいや人権教育講演会を実施し、広く市民に対して男女共同参画に関する学習機会を提供しました。さらに、庁内の刊行物等の表現は男女共同参画の視点から表現を留意しているものの、市民に対してメディア・リテラシー※²の向上に向けた啓発が課題となっています。

「I-2 固定的な性別役割分担意識の解消」では、すべての事業でA評価となっています。広報しもつけの男女共同参画コーナー、男女共同参画週間のパネル展示や情報紙シェアリン

※¹ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（Reproductive Health and Rights）：「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることをリプロダクティブ・ヘルスと呼びます。このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツといいます。

※² メディア・リテラシー（media literacy）：メディアの仕組みや伝達される情報を理解し、実際に使いこなす能力のことです。

グを活用し、男女共同参画に関する情報の提供や社会制度・慣行の是正に努めました。男女共同参画に関する用語の認知度や固定的な性別役割分担意識への反対意識もこの5年間で増加していることから、一定の評価が得られています。しかし、依然として、市民の中ではあらゆる分野において固定的な性別役割分担意識に基づいた活動がなされていることから、引き続き解消に向けた取組を推進することが重要です。

「Ⅰ-3 国際的な視点からの男女共同参画の推進」では、すべての事業でA評価となっています。常に男女共同参画に関する情報収集に努めるとともに、国際交流を積極的に行い、国際的な視点からの男女共同参画の意識向上に努めました。しかし、市民アンケート調査において市民の関心が低い分野であることから、市民に関心を持ってもらえるような取組を行うことが重要です。

基本目標Ⅱ 男女がともに個性や能力を発揮できる社会環境づくり

施策の方向	A評価 達成率	評価		
		A評価	B評価	C評価
Ⅱ-1 男女がともに築く家庭生活の実現	46.2%	6	7	0
Ⅱ-2 職場での男女平等の推進	55.6%	5	4	0
Ⅱ-3 意思決定の場への女性の参画拡大	85.7%	12	2	0
Ⅱ-4 男女がともに参画し責任を共有する地域社会づくりの促進	85.7%	6	1	0

【基本目標Ⅱの総括】

基本目標Ⅱの評価をみると、多くの事業でA評価となっているものの、施策の方向によってはB評価が見られます。

「Ⅱ-1 男女がともに築く家庭生活の実現」では、約半数の事業でA評価となっています。各種パンフレットや冊子などを配布・設置することでワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発活動を実施してきましたが、より多くの市民や企業への周知が課題として残っていることから、半数程度がB評価となっています。また、育児・介護休業法やワーク・ライフ・バランスなどの用語の認知度は増加していることから、今後は制度の利用を希望する市民が利用できることや、市民が望むワーク・ライフ・バランスを推進できる環境づくりに努める必要があります。併せて、事業主への効果的な周知方法の検討も重要です。

「Ⅱ-2 職場での男女平等の推進」では、約半数の事業でA評価となっています。各種パンフレットや冊子などを配布・設置することで均等な雇用機会と待遇の確保や、女性の能力が活かせる職場・環境の整備を企業に働きかけてきましたが、より多くの市民や企業への周知が課題として残っていることから、半数程度がB評価となっています。男女雇用機会均等法自体の認知度は増加しているものの、内容まで知っている割合が減少していることから、より効果的な周知を行う必要があります。また、農業・商工自営業の分野では、女性の活躍

は促進されているものの、固定的な性別役割分担意識の是正につながっているかの確認を行うことが重要です。

「Ⅱ-3 意思決定の場への女性の参画拡大」では、ほぼすべての事業でA評価となっています。審議会等の女性委員の割合を30%以上にすることを目標に掲げており、各課において、それぞれ推進を図った結果、平成26年4月1日現在で33.6%と目標達成に至っています。しかし、女性がいない審議会等が見られるため、引き続き推進する必要があります。また、女性リーダーの養成や家族経営協定の周知が課題として残っていることから、2事業がB評価となっています。引き続き、あらゆる分野における女性の活躍の促進に向けて、意思決定の場への女性の参画を進める必要があります。

「Ⅱ-4 男女がともに参画し責任を共有する地域社会づくりの促進」では、ほぼすべての事業でA評価となっています。地域の各種活動において、男女ともに積極的に参画できる環境づくりを進めました。しかし、地域活動において、男女双方の会員の増強が課題として残っていることから、1事業がB評価となっています。地域活動における固定的な性別役割分担意識の是正については、平等と感じている割合が増加しているものの、男性優遇の割合も増加していることから、さらなる推進が必要となっています。また、女性団体の活動支援を行っていますが、団員の減少が課題となっているため、団体間の連携支援が必要となっています。

基本目標Ⅲ 男女が平等に安心して健康で豊かに暮らせる生活環境づくり

施策の方向	A評価 達成率	評価		
		A評価	B評価	C評価
Ⅲ-1 生涯を通じた健康の保持と増進	85.7%	6	1	0
Ⅲ-2 子育て支援環境の充実	83.3%	10	2	0
Ⅲ-3 男女間のあらゆる暴力の根絶	57.1%	8	6	0
Ⅲ-4 生涯学習の充実	70.0%	7	3	0
Ⅲ-5 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備	61.5%	8	5	0
Ⅲ-6 地域コミュニティ活性化の推進	80.0%	4	1	0

【基本目標Ⅲの総括】

基本目標Ⅲの評価をみると、多くの事業でA評価となっているものの、施策の方向によってはB評価が見られます。

「Ⅲ-1 生涯を通じた健康の保持と増進」では、ほぼすべての事業でA評価となっています。各種検診については受診率の向上に努めるとともに、健康づくりのための各種講座を実施しました。しかし、健康づくり活動において、参加者に男女の偏りがあることや若年層の参加が少ないことが課題として残っていることから、1事業がB評価となっています。また、

施策が健康づくり全般となっているため、男女共同参画の視点に立った健康の保持・増進に取り組むことが重要です。

「Ⅲ-2 子育て支援環境の充実」では、ほぼすべての事業でA評価となっています。平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の開始に向けて、各種子育て支援事業の充実を図っています。また、地域子育て支援センターや児童館などの施設において、父親の子育てへの参加を積極的に呼びかけるとともに、両親学級で父親同士の交流機会を設けました。しかし、DVと児童虐待における関係機関との連携強化や現在配布している父子手帳の活用方法が課題として残っていることから、2事業がB評価となっています。市民アンケート調査においても、市民の要望が高い分野であることから、市民のニーズに応じた取組を強化することが必要です。

「Ⅲ-3 男女間のあらゆる暴力の根絶」では、約半数の事業でA評価となっています。DV、セクシュアル・ハラスメントや虐待の防止に向けて、庁内・庁外問わず関係機関と連携し、周知啓発や相談業務、早期発見などに努めました。しかし、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた事業所への周知や暴力等の被害者への支援体制の強化が課題として残っていることから、約半数の事業がB評価となっています。今後は、平成25年度に策定した「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」と連携し、取組を進めることが必要です。

「Ⅲ-4 生涯学習の充実」では、7割の事業でA評価となっています。地域において、男女がともに協力し、自立できる社会づくりをめざして、各種教室や学習機会の充実を図りました。しかし、各種教室において、男女双方の参加しやすい環境づくりが課題として残っていることから、3事業がB評価となっています。第一次プランの期間中は男性向けの講座の充実に力を入れていましたが、市民アンケート調査では女性の就業支援に寄与する講座への希望が高いことから、充実を図ることが必要です。

「Ⅲ-5 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備」では、6割の事業でA評価となっています。高齢者全般に対し、男女が共に参加できる、生きがいづくり、介護予防に関する各種事業を実施しました。また、障がいのある人のいる家庭に向けて、相談しやすい環境づくりを行いました。しかし、事業によっては、男女共同参画の視点から配慮した点が、男女双方が参加しやすい環境づくりやパンフレットの配布などの情報提供のみの実施となっていることから、5事業がB評価となっています。今後は、高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりに向けて、様々な活動・団体の新規参加者の増加や相談窓口の周知に努めることが重要です。

「Ⅲ-6 地域コミュニティ活性化の推進」では、ほぼすべての事業でA評価となっています。男女がともに地域コミュニティ活動に参加できるよう、加入や活動のしやすい環境づくりを行いました。しかし、活動内容の周知や参加者の拡大が課題として残っていることから、1事業がB評価となっています。下野市は女性の自治会長の割合が県内で最も高いものの5.5%となっており、引き続き地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進が必要となっています。

4 下野市の男女共同参画をめぐる主な課題と方向性

統計データ、市民アンケート調査結果、事業の進捗状況調査から把握した下野市の特徴と課題を踏まえ、本プランで特に重要になると考えられる課題と今後の方向性は以下のとおりです。

(1) あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり

- 市民アンケート調査によると、男女共同参画に関する意識は高まりつつあるものの、依然として実践や行動につながっていない状況です。そのため、今後、下野市において男女共同参画をさらに一步進めていくためには、「実践や行動につなげるための取組」が必要です。
- 女性の望ましい働き方の意識では、子どもが大きくなってからの再就職を希望する割合が最も多くなっています。しかし、正社員での継続だけではなくパートタイムへの切り替えも含めると、就労継続を希望する割合が再就職を希望する割合を上回っています。特に、この傾向は女性に強くみられており、就労を継続したいという女性が働き続けられる環境づくりが求められています。また、男女が共に家事や子育てを担い、市民がワーク・ライフ・バランスを実現できる生活に向け、男性の働き方の改革も含めたより一層の取組が必要です。
- 一方で、女性の活躍の場は、就労だけではありません。政策・方針決定の場への女性の参画については、男女の比率にこだわらない人が多くなっている一方で、女性が増えたほうがよいと感じている人も少なくありません。女性が増えるためには、「男女の比率が偏らないように積極的に女性に参加してもらうこと」が挙げられていることから、男女ともに、個人の能力や適性に応じた参画が図られるような環境をさまざまな場面でつくっていく必要があります。
- 女性は我が国最大の潜在力とも言われ、その活躍に大きな期待が寄せられています。本人の意思が尊重されながら、女性が自らの希望を実現し、持っている能力を十分に発揮するためにも、女性の活躍促進や男女共同参画の実現は、さらに加速して進めていかねばならない重要事項となっています。そのため、国の動向とも歩調を合わせながら、特に「女性」に着目し、就業の継続や再チャレンジなどを促進し、男女が共に輝く社会づくりを進める必要があります。

(2) 女性の活躍を支える基盤づくり

- 市民アンケート調査によると、男女が共に活躍する下野市をつくるためには、その活躍を支える子育て支援サービスの充実と介護サービスの充実が重要となっています。
- また、女性は妊娠や出産をする可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{※1}」

※1 20 ページ参照。

の視点が重要となっています。さらに近年は、女性の就業等の増加や晩婚化等、婚姻をめぐる社会的状況の変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要です。

- また、国において、非正規雇用労働者やひとり親、高齢者・障がい者など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困など生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組や女性が長期的な展望に立って働けるようにすることが重要であるとの考え方を示しています。
- 育児だけではなく、老後への生活に対しても不安が高まっており、介護など男女が協力して高齢者の生活を支えていける体制だけではなく、ワーク・ライフ・バランスの延長線上にある人生を、心身ともに健康的に過ごせる環境づくりと、安心して生活していける支援を行うことが求められています。

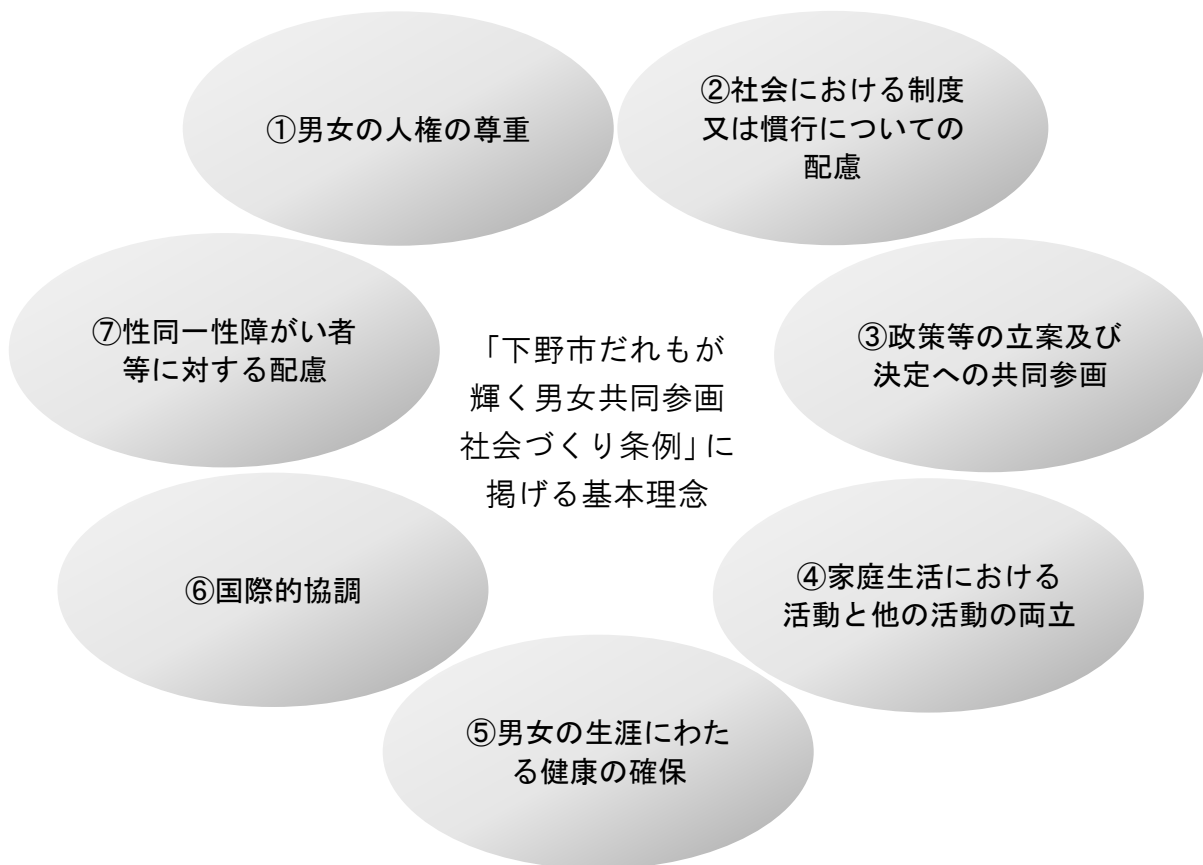
（３）男女共同参画の実現に向けた意識づくり

- 意識啓発について、男女共同参画に対する意識は高まっているものの、依然として男女間での意識の差があることから、引き続き、人権尊重や男女共同参画に関する意識啓発に努めるとともに、内容まで理解してもらえよう、分かりやすい周知・啓発に努める必要があります。
- また、子どものころに養われた男女平等や男女共同参画意識がライフステージの中で一層醸成されていくよう努めるとともに、生涯学習など多様な学習機会の場を確保し、周知していく必要があります。その際、将来的な男女共同参画社会の実現に向けて、若年層に向けたアプローチが重要となっています。
- 市が実施する男女が共に輝く社会づくりに関する事業で、参加してみたいと思うものについて、特に女性で就業につながる事業への参加意向が高くなっており、下野市では子育て後の就業を希望する割合が高いことから、就業をサポートするような講座の開催が有効です。
- DVの被害経験がある人は少なからずみられます。そのため、DVの被害を受けた場合に適切に対処できるよう、若い世代からDVそのものへの認識を深めていく必要があるとともに、相談体制の整備・相談窓口の周知が重要となっています。

第3章 プランの基本的な考え方と方向性

1 基本理念と将来像

下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例は、下野市における男女共同参画のまちづくりの基礎となることから、本プランの基本理念においても、条例に示した7つの基本理念に基づくものとします。



さらに、上記の基本理念のもと、今後5年間の計画期間において以下のように将来像を設定し、その実現をめざします。

【将来像】

お互いを理解し尊重する 心豊かな社会の実現をめざす下野市

2 基本目標

本プランでは、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき3つの基本目標を次のように定めます。

基本目標Ⅰ あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり

職場における男女共同参画、子育て支援の気運の醸成を図り、仕事を持つ男女のワーク・ライフ・バランスを推進します。また、女性の就労継続や再就職支援などを推進するとともに、男性の働き方の改革などを進め、男女がともにいきいきと働き続けられる職場環境づくりを促進します。

また、さまざまな分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針の決定過程に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災などの分野においても積極的に女性の参画を促すなど、あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりを進めます。

基本目標Ⅱ 女性の活躍を支える基盤づくり

男女がともに、あらゆる分野において活躍することができるよう、家庭生活と仕事や地域活動など他の活動との両立に向けて、子育て・介護にかかる支援を充実します。

また、ひとり親や貧困を抱える家庭をはじめとする、困難を抱える多様な家庭が安心して暮らせるよう、環境を整備します。

さらに、男女が互いの身体の特徴を十分に理解したうえで、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、人生の各段階に応じた健康支援に取り組むなど、女性の活躍を支える基盤づくりを進めます。

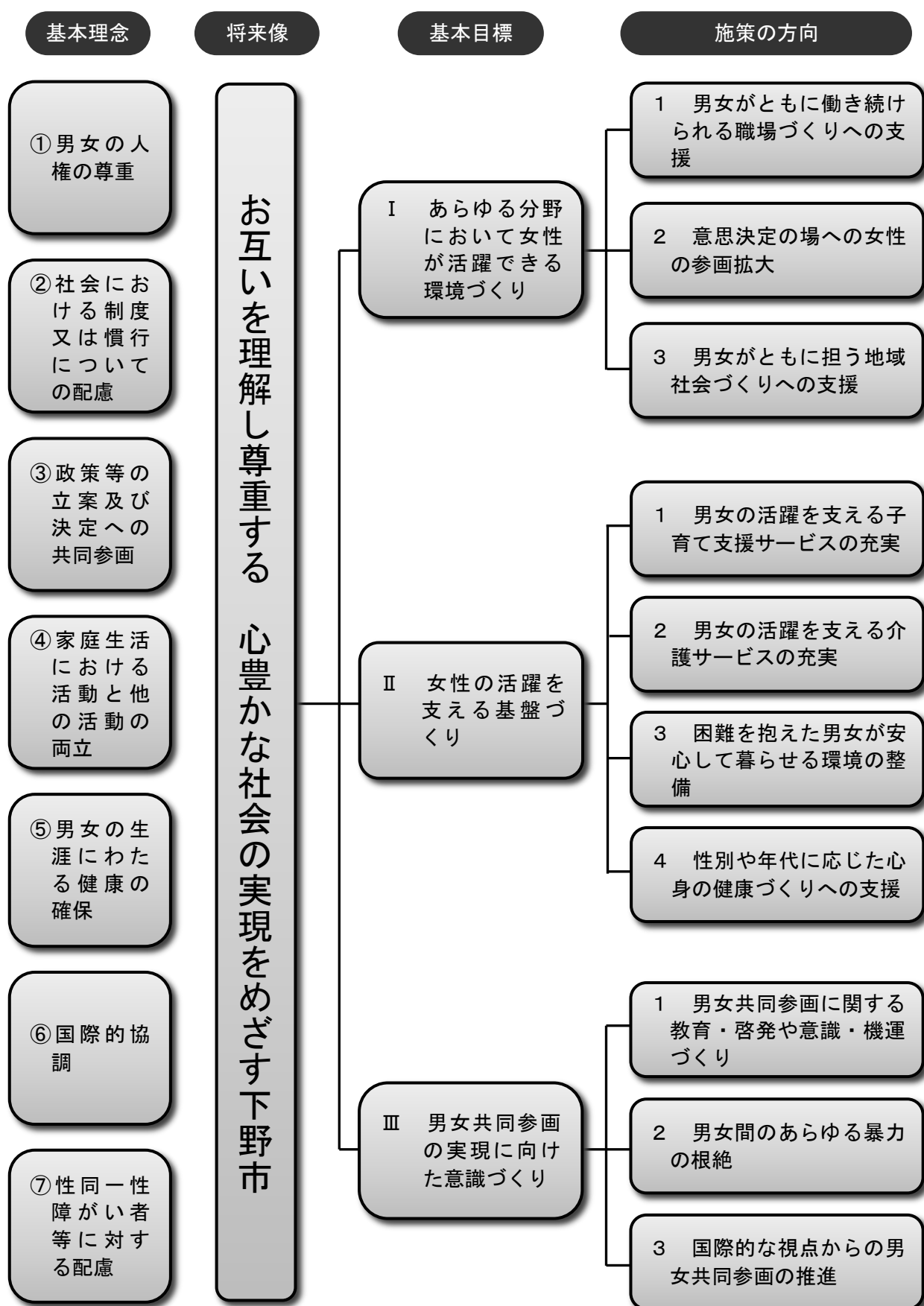
基本目標Ⅲ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

家庭や地域などあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動や教育・学習機会を通じて、男女共同参画の意識を育みます。

また、DVや各種ハラスメントをはじめとする、あらゆる暴力・性による差別的行為の根絶に向けて、暴力防止に関する啓発、被害者に対する支援体制の充実を図ります。

さらに、国際的協調の観点から、国際交流及び教育などの国際理解を推進し、国際的視野を持った男女共同参画の推進を図るなど、男女共同参画の実現に向けた意識づくりを進めます。

3 施策の体系



第4章 プランの内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり

施策の方向Ⅰ-1 男女がともに働き続けられる職場づくりへの支援

▶▶基本方針

男女共同参画社会の実現には、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合うことが求められています。特に、就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。少子・高齢化やグローバル化が進む中で、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、我が国の経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、極めて重要な意義を持つと考えられます。

しかしながら、我が国では、M字カーブ問題が解消されておらず、子育てや介護等の理由により就業を希望しながらも働けていない女性が多く、非常に大きな損失となっています。このことから、就業を希望する男女が仕事と子育て・介護等との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現が喫緊の課題となっています。

そのため、企業や事業主等に向けて、男女がともに働きやすい職場づくりなど、男女共同参画の積極的な取組を促進するよう啓発活動を進めることで、女性が生涯を通じて経済的に自立し、ライフスタイルに合わせて働き続けながら安心して子どもを産み、育てていける下野市を目指します。

▶▶数値目標

指標	数値目標		担当課
	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	
職場での募集や採用において男女が平等となっていると思う市民の割合*	51.9%	57%	市民協働推進課

*平成26年度実施市民アンケート調査

▶▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	均等な雇用機会と待遇の確保	雇用機会や待遇においての男女平等の確保のため、「男女雇用機会均等法」などの勤労に関わる法と制度の定着が図られるよう、企業等への普及・啓発を図ります。	
		主な事業	担当課
		☀企業や事業主等への「男女雇用機会均等法」の周知	市民協働推進課 商工観光課

No	施策	施策内容	
		☀公共職業安定所等との連携による相談対応	商工観光課
2	男女の能力が活かせる職場環境の整備	意欲ある男女がその能力を十分に活かせる職場環境の整備を促進するため、企業や事業主等に対する情報提供・啓発活動に努めるとともに、各種表彰制度や認定制度の取得に向けた支援を行います。	
		主な事業	担当課
		☀職場における慣習的な男女差別意識改善のための啓発活動の推進	市民協働推進課 商工観光課
		☀両立支援等助成金制度等の周知	商工観光課
		☀両立支援推進のための情報提供	商工観光課
		☀各種表彰制度や認定制度の啓発・情報提供	商工観光課
3	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた市民への普及・啓発	市民に向けて、ワーク・ライフ・バランスの考え方や具体的な取組方法等についてわかりやすく情報提供するセミナーの開催や事例紹介を行います。	
		主な事業	担当課
		☀ワーク・ライフ・バランスに関連するセミナー・講座等の実施	生涯学習文化課
		☀働く人や企業・事業主に対する仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しについての普及・啓発	商工観光課
		☀ワーク・ライフ・バランスの取組事例の紹介	市民協働推進課
4	農業・商工自営業におけるパートナーシップの促進	農業や商工自営業における慣習的な性別役割分担意識の改善と、女性の地位や収入の確保を図るための啓発活動、研修の実施及び相談体制の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		☀女性の地位や収入の確保を図るための啓発活動、研修・相談の実施	農政課 商工観光課
		☀農業者世帯における家族経営協定の締結の普及促進	農業委員会
5	女性のチャレンジ・再チャレンジへの支援	就労や地域での活躍など、女性がいつまでもチャレンジできる環境を整えるため、キャリアアップのための情報提供を行うとともに、就業に関する相談事業を実施します。	
		主な事業	担当課
		☀ハローワークのマザーズコーナー等との連携による女性の就業支援の実施	商工観光課
		☀女性起業家創業資金制度を活用した女性の起業に向けた支援	商工観光課

▶▶市民の行動目標

- ❖働き方や個性・能力に応じた役割分担によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、自分の望む姿を考え、実現してみましょう。
- ❖女性の意欲に応じてチャレンジできる職場環境づくりに取り組みましょう。

施策の方向 I - 2 意思決定の場への女性の参画拡大

▶▶基本方針

我が国において、女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っています。今後、女性の活躍がますます進むことは、女性だけではなく、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながるものであると考えられます。

国では、平成15年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、取組を進めてきました。しかし、この目標が十分に国民の間で共有されなかったこともあり、我が国における女性の参画は、諸外国と比べて低い水準にとどまっています。

このような国の流れを受けて、下野市においても、審議会等の女性委員の割合を30%以上にする 것을目標に掲げており、各課において、それぞれ推進を図った結果、平成26年4月1日現在で33.6%と目標達成に至っています。しかし、女性がいない審議会等が見られるため、引き続き推進することが必要です。

そのため、市審議会等委員への女性の参画を推進し、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、職場や地域活動の場における女性の参画についても促進し、意思決定の場に多様な視点を取り入れることで、男女がともに暮らしやすい下野市を目指します。

▶▶数値目標

指標	数値目標		担当課
	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	
市の審議会等委員における女性の割合	33.6%	40%	市民協働推進課

▶▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	政策決定への男女共同参画の促進	女性の視点を反映させ、市の政策や方針決定の過程への男女共同参画を推進するため、審議会・委員会等への女性委員の登用を促進します。また、市職員の管理職等についても、公正・公平な能力評価により積極的に女性の登用を図ります。	
		主な事業	担当課
		★審議会・委員会等への女性参画比率目標の設定による女性登用の促進	市民協働推進課
2	企業や団体における方針決定への男女共同参画の促進	職場内での固定的な性別役割分担意識の改善や企業を支える貴重な人材として女性の能力の適切な評価に基づき、方針決定の過程への男女共同参画が図られるよう、ポジティブアクションの実施について企業や団体への啓発活動を推進します。	
		主な事業	担当課
		★企業や団体における男女共同参画促進のための啓発	市民協働推進課 商工観光課

No	施策	施策内容	
		☀️ポジティブアクションの実施に向けた啓発	市民協働推進課 商工観光課
3	地域活動での方針決定への男女共同参画の促進	地域活動やボランティア活動などの方針決定に際して、男女共同参画を促進するための啓発活動を推進するとともに、女性もリーダーとして積極的に参画できるよう情報や研修の機会を提供します。	
		主な事業	担当課
		☀️若手女性リーダーの養成・研修機会の提供	生涯学習文化課
		☀️自治会を対象とした出前講座の実施	市民協働推進課
4	農業・商工自営業における経営への男女共同参画の促進	農業や商工自営業における経営方針決定等への女性の参画を促進するため、各種研修会の実施や交流・情報交換の機会づくりなどを積極的に推進します。	
		主な事業	担当課
		☀️農業や商工・自営業経営への男女共同参画に関する研修会の実施や意識改革のための啓発活動	農業委員会 農政課 商工観光課

▶▶市民の行動目標

- ❖ 市政へ関心をもち、審議会等の委員に積極的に参画しましょう。
- ❖ 男女がともに積極的に地域活動に参画しましょう。

施策の方向 I-3 男女がともに担う地域社会づくりへの支援

▶▶基本方針

男女共同参画社会の実現には、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合うことが求められています。そのためには、個人の生活を取り巻く身近な地域社会での意識改革や男女がともに意思決定過程に参画することが鍵となります。

しかし、市民の日々の生活の場である地域社会においても、固定的な性別役割分担意識が根強く残り、地域活動自体に男女共同参画の視点が十分に生かされていない、あるいは、意思決定に関わる役職の多くが男性に偏っているなどの現状があります。下野市ではこのような状況を打開するため、地域の様々な活動において、男女がともに積極的に参画できる環境づくりに努めてきました。その結果、男女がともに活動自体の運営に関わり、女性も役職につき、積極的に発言をしているという、良い傾向がみられています。

そのため、引き続き、男女双方が地域活動において、その個性や能力を発揮するとともに、意思決定過程に参画できる環境を整備することで、多様な視点が活かされ、男女がともに住み慣れた地域で豊かに暮らせる下野市を目指します。

▶▶数値目標

指標	数値目標		担当課
	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	
自治会活動など地域活動の場において男女が平等となっていると思う市民の割合*	31.5%	40%	市民協働推進課

* 平成 26 年度実施市民アンケート調査

▶▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	地域活動への男女共同参画の促進	男女がともに地域活動やボランティア活動、PTA活動などに参画できるよう、意識・環境づくりを進めます。	
		主な事業	担当課
		☀地域活動における性別役割分担の見直しの促進	市民協働推進課
2	団体活動の支援と連携の促進	男女がともに自己実現を果たすため、団体活動を支援するとともに、団体間の更なる連携を促進します。	
		主な事業	担当課
		☀女性の自主的活動の支援と団体間の連携支援	生涯学習文化課
3	男女がともに参画する安全な地域社会づくり	地域の防災・防犯活動が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女双方の参画が促進されるよう、働きかけます。	
		主な事業	担当課
		☀自主防災組織への参画	安全安心課
		☀地域防犯活動への参画	安全安心課

▶▶市民の行動目標

- ❖性別や年齢にかかわらず、主体的・自発的に地域活動に取り組みましょう。
- ❖活動団体においては、性別によらない運営を行いましょう。

基本目標Ⅱ 女性の活躍を支える基盤づくり

施策の方向Ⅱ-1 男女の活躍を支える子育て支援サービスの充実

▶▶基本方針

子育ては、女性にとっても男性にとっても人々の安心や未来を支える重要な役割です。しかし、家庭における役割分担においては、女性が家事や子育てなどの家庭生活の大部分を担っているという現状があります。仕事と子育ての両立の困難さを理由に仕事を続けることをあきらめてしまう女性も多く、就業の場で女性の定着が進まない大きな要因となっています。

一方で男性の労働時間は長時間化する傾向にあり、男性が積極的に子育て等の家庭生活へ参画できないことも問題となっています。また、少子・高齢化が進み、核家族化など家族形態が多様化している現代では、子育てに対する負担感が増加している現状もあります。

男女がともに、自らが希望するワーク・ライフ・バランスを進めるためには、子育てに男女がともに参画することについての理解の促進と、保育所等の施設整備などの子育て環境の整備が必要です。

そのため、多様な働き方や子育てニーズなどに対応したきめこまやかな子育て支援サービスを充実するとともに、地域全体で子育て支援に取り組むことで、誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できる下野市を目指します。

▶▶数値目標

指標	数値目標		担当課
	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	
保育所の待機児童数	1 人*	0 人	こども福祉課
乳幼児健康診査対象児の状況把握の割合	100%	100%	健康増進課

*平成 27 年 4 月 1 日時点

▶▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	子育て支援事業の充実	共働きや核家族の増加、多様な就業形態に対応しつつ、次代を担う子どもたちを健やかに育てていくため、ニーズに対応した子育て支援事業の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		☀民間で組織・運営している保育所や学童保育に対する支援	こども福祉課
		☀低年齢児童の受け入れ態勢の充実	こども福祉課
		☀学童保育、0歳児保育、障がい児保育など、多様なニーズに対応した保育事業等の促進	こども福祉課
		☀ファミリー・サポート・センター事業の充実	こども福祉課

No	施策	施策内容	
2	子育てに関する情報提供・相談体制の充実	市で実施している子育て支援事業が必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		☀子育てに関する情報の発信	こども福祉課 健康増進課
		☀地域子育て支援センター、児童館、保健福祉センター等における相談体制の充実	こども福祉課
3	父親参加の子育てに向けた支援の推進	子育てにおける男性の参加を促進するため、男性の意識改革を促進するとともに、両親ともに参加する講座を提供し、家庭内の子育て環境づくりを支援します。	
		主な事業	担当課
		☀父子手帳の配布と活用による意識啓発の推進	健康増進課
		☀両親学級、子育て支援講座等への父親参加の促進	健康増進課 生涯学習文化課
		☀「育児・介護休業法」や「育児・介護休業制度」等の周知	市民協働推進課 健康増進課 商工観光課

▶▶市民の行動目標

- ❖自ら子育て支援や事業の情報を入手するように努めましょう。
- ❖男女が共に子育てに積極的に関われるよう、家庭内で話し合いましょう。
- ❖地域全体で子育てを支援するという意識を持ちましょう。

施策の方向Ⅱ-2 男女の活躍を支える介護サービスの充実

▶▶基本方針

我が国は、世界のどの国も経験したことの無いスピードで高齢化が進んでいます。平成19年には高齢化率が21%を超え、いわゆる「超高齢社会」に突入し、平成26年10月時点で過去最高の26.0%となっています。また、平成32年には団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となり、日本はまさに「大介護時代」を迎えることになります。このように増加し続ける高齢者の介護を、誰が担っていくのが、社会全体の大きな課題となっています。

平成25年の国民生活基礎調査によると、介護者の約7割を女性が占めているものの、男性の介護者が増加しています。共働き世帯の増加や、家庭内の役割分担意識の変化、未婚男性の増加などから、今後さらに男性が介護に携わる必要性が高まると考えられます。

育児は成長に応じて予定を立てることができそうですが、介護が必要になる状況は、突然に生じることが多くなっています。家族等に介護・介助が必要な状況になっても、男女ともに仕事など自らの活動と両立を図ることができるよう、介護・介助に関する支援の充実や情報提供・相談体制を充実することが必要です。

そのため、高齢者や障害者の介護・介助に対する環境整備や制度活用、周囲の理解促進を図り、地域全体で介護・介助支援に取り組める環境を整備することで、仕事と介護・介助を両立できる下野市を目指します。

▶▶数値目標

指標	数値目標		担当課
	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	
家族の介護を理由にやむを得ず仕事を辞めたことがある市民の割合*	4.5%	0%	市民協働推進課
家族介護支援事業の実施回数	年12回	年15回	高齢福祉課

*平成26年度実施市民アンケート調査

▶▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	介護・介助者の負担軽減のための支援の充実	自宅で介護・介助に携わる人の負担の軽減を図るため、介護・介助の仕方を学ぶ教室を開催するとともに、様々なサービスの提供に努めます。	
		主な事業	担当課
		☀家族介護支援事業（ほっと介護教室・介護者交流会等）の実施	高齢福祉課
		☀高齢者福祉サービス、介護保険サービスの提供	高齢福祉課
		☀家族支援（交流会、学習機会の提供等）の実施	社会福祉課
		☀障害福祉サービス等の提供	社会福祉課

No	施策	施策内容	
2	介護・介助に関する 情報提供・相談体制 の充実	市で実施している介護サービスや障害支援サービスが必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		※介護サービス等に関する情報の発信	高齢福祉課
		※地域包括支援センター等における相談体制の充実	高齢福祉課
		※障害福祉サービス等に関する情報の発信	社会福祉課
		※障がい者相談支援センター等における相談体制の充実	社会福祉課

▶▶市民の行動目標

- ❖ 固定的な性別役割分担意識を払拭し、家族みんなで介護・介助に取り組みましょう。
- ❖ 家族で抱え込まず、困ったときは相談し、公的サービスを利用しましょう。

施策の方向Ⅱ-3 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

▶▶基本方針

我が国においては、未婚・離婚率の増加や高齢化の進行により、ひとり親家庭や高齢者の単身世帯が増加しています。女性の仕事は、長らく家計の補助的収入を得るものとみなされてきたこともあり、一般的に母子家庭や女性の高齢単身世帯では厳しい経済状況に置かれがちな傾向にあります。一方で、父子家庭や男性の高齢単身世帯では、地域でのネットワークが少なく、孤立しがちな傾向にあると言われています。

また、グローバル化の進展に伴い、市内在住の外国人が増加しており、国際結婚などにより外国人の親を持つ子どもも増加しています。外国人は言語や文化・価値観の違いなどから、地域において孤立しやすい状況にあることが指摘されています。

このような人々が直面しうる生活上の困難に対応すべく、男女共同参画の視点に立ち、経済的な自立支援、各種サービスの充実など、関係機関との連携を強化しつつ多方面からの環境の整備を行い、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人や性同一性障がい者等など、様々な困難に置かれている男女が安心して暮らせる下野市を目指します。

▶▶数値目標

指標	数値目標		担当課
	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	
地域ふれあいサロンの設置数	14 か所	23 か所	高齢福祉課
婦人相談員兼母子・父子自立支援員の配置	1 人	2 人	こども福祉課
指定特定相談事業所※ ³ 数	5 か所	7 か所	社会福祉課

▶▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	ひとり親家庭や生活困窮者等に対する支援の充実	ひとり親家庭や貧困など、生活上の困難に直面する男女に対し、国や県との連携のもと、情報の提供や相談を行うとともに、就労・学習などの機会を提供するなど、自立に向けた支援を行います。	
		主な事業	担当課
		☀ひとり親家庭に対する相談体制の充実	こども福祉課
		☀ひとり親家庭に対する就労支援の実施	こども福祉課 社会福祉課
		☀生活困窮者に対する相談体制の充実	社会福祉課
		☀生活困窮者等の子どもに対する学習支援の実施	社会福祉課

※3 指定特定相談事業所：障害福祉サービス等を申請した障がいのある方へのサービス等利用計画の作成等の支援を行った際に、市から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支給が認められている事業所。

No	施策	施策内容	
2	高齢者が安心して暮らせる環境の整備	高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう、介護予防に取り組むとともに、生きがいをもって活躍できるよう、就業機会や社会活動への参加機会を提供します。	
		主な事業	担当課
		※介護予防事業の充実	高齢福祉課
		※シルバー人材センターや公共職業安定所等と連携した高齢者の就労機会の充実	高齢福祉課 商工観光課
3	障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備	※高齢者の社会活動への参加機会の充実	生涯学習文化課
		障がいのある人が家庭や地域で安心して暮らせるよう、就業の機会や社会活動への参加機会を提供します。	
		主な事業	担当課
		※障がい者の就労機会の確保と充実	社会福祉課 商工観光課
4	外国人が安心して暮らせる環境の整備	※障がいのある人の社会活動への参加機会の充実	社会福祉課
		※障害者差別解消支援地域協議会の設置による相談体制の整備	社会福祉課
		市内で生活する外国人に対し、文化・言語・価値観の違いにより困難を抱えることがないよう、情報提供体制や相談体制を充実します。	
		主な事業	担当課
5	性同一性障がい者等が安心して暮らせる環境の整備	※多言語による情報提供の充実	市民協働推進課
		※外国人向けの相談体制の整備	市民協働推進課
		※日本語教室の実施	市民協働推進課
		性同一性障がい者等が地域で安心して暮らしていけるよう、様々な機会を通じて啓発に努めるとともに、あらゆる場において配慮した対応を行います。	
		主な事業	担当課
		※性同一性障がい等に関する啓発、情報・学習機会の提供	市民協働推進課
		※窓口業務等における性同一性障がい等に配慮した対応の実施	市民課

▶▶市民の行動目標

- ❖少しでも困ったことがあれば、関係機関に相談しましょう。
- ❖相手を思いやる心を持ち、困っている人がいれば関係機関につなぎましょう。

施策の方向Ⅱ-4 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援

▶▶基本方針

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。特に、女性は妊娠・出産や、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに、男女ともに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※1」の視点が重要となっています。

そのため、男女がその健康状態や思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージに応じて、生涯を通して的確に自己管理ができるよう支援するとともに、性差を踏まえた心身の健康づくりや生活習慣病の予防に向けた支援を行うことで、生涯を健康に暮らせる下野市を目指します。

▶▶数値目標

指標	数値目標		担当課
	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※1 を知っている、または聞いたことがある市民の割合*	21.7%	27%	市民協働推進課
乳がん検診の受診率	31.1%	60%以上	健康増進課

* 平成 26 年度実施市民アンケート調査

▶▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	生涯にわたる女性の健康管理・母子保健医療等の充実	母性の保護や生涯にわたる女性の健康・健全な生活の確保のため、女性特有の症状や病気、性に関する病気等に対応した知識の普及や健康診査、母子保健医療等の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		☀骨粗しょう症や更年期障害、子宮がんや乳がんなど、女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の正しい知識の普及	健康増進課
		☀女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の健康診査の充実	健康増進課
		☀女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の健康相談・助成体制等の充実	健康増進課
		☀妊産婦に対する健康診査や健康教育・指導など、母子保健対策・助成等の支援体制の充実	健康増進課
		☀リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・啓発	健康増進課
		☀男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実	健康増進課

※1 20 ページ参照。

No	施策	施策内容	
2	健康診査の充実	男女に関わらず、生涯を通じて健康を保持できるよう、健康診査の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		※特定健診・特定保健指導の実施	健康増進課 市民課
		※ヤング健診の実施	健康増進課
3	保健指導の充実及びスポーツの推進	疾病予防に留まらない保健指導を充実させるとともに、市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”の推進による健康づくりを推進します。	
		※ライフステージに合わせた保健指導の実施	健康増進課
		※生涯スポーツの推進	スポーツ振興課

▶▶市民の行動目標

- ❖定期的に健康診査やがん検診等の各種検診を受診し、健康の保持に努めましょう。
- ❖妊娠出産や更年期疾患など、女性特有の健康上の問題について理解を深めましょう。
- ❖自分に合った運動方法を見つけ、定期的な運動習慣を身につけましょう。

基本目標Ⅲ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

施策の方向Ⅲ-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・機運づくり

▶▶基本方針

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、その個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な生き方が尊重されなければなりません。

「男女共同参画社会基本法」が制定されて15年が経過し、下野市においても様々な機会を通じ、男女共同参画に関する情報提供、啓発活動やあらゆる機会を通じた教育・学習機会の提供に努めてきました。その結果、下野市においても、男女共同参画に対する意識は高まっているものの、依然として、男女間での意識の差や性別に基づく固定的な役割分担意識は根強く残っています。長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識は、すぐに払拭できるものではありませんが、自ら希望する生き方を主体的に選択できるよう、市民や企業など、社会を構成するあらゆる人々が、性別にとらわれない生き方への理解を深めることは、男女共同参画社会を実現する上での基盤であり、社会の持続的な発展のためには不可欠であると考えられます。

そのため、引き続き、男女共同参画に関する情報提供、啓発活動やあらゆる機会を通じた教育・学習機会を提供することで、男女共同参画が正しく理解される下野市を目指します。

▶▶数値目標

指標	数値目標		担当課
	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	
社会全体において男女が平等となっていると思う市民の割合*	12.2%	18%	市民協働推進課
男女共同参画のつどいの若年層(40代まで)の参加割合の増加	20%	30%	市民協働推進課

*平成26年度実施市民アンケート調査

▶▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	男女平等を推進する学校教育の推進	男女がそれぞれの個性を活かしながら、能力をのばし、相互に理解しあえる人間の育成をめざす教育を推進するため、各教科や特別活動等とおして、男女が互いに協力し尊重し合う態度を養うとともに、適切な指導が可能となるよう教職員に対する啓発を進めます。	
		主な事業	担当課
		☼男女共同参画の視点に立った教科・教育内容の充実	学校教育課
		☼性別にとらわれないキャリア教育の実施	学校教育課
		☼学校における教職員の男女平等の推進	学校教育課

No	施策	施策内容	
2	男女共同参画に関する情報提供、啓発活動の推進	男女共同参画の正しい理解を促すため、様々な機会を活用した情報提供や啓発イベント、講座などの意識啓発の機会を設けるとともに、市民との協働による啓発事業などの取組を展開します。	
		主な事業	担当課
		※男女共同参画に関するフォーラム・シンポジウム等の開催	市民協働推進課
		※広報、ホームページ、パンフレット等による啓発	市民協働推進課
		※男女共同参画週間を活用した啓発活動の実施	市民協働推進課
3	人権と性の尊重意識の醸成	市民が人権や性に対する正しい理解と意識を持てるよう、小中学生に対する性に関する正しい教育を実施するとともに、広く一般市民に対する人権意識を啓発する事業を展開します。	
		主な事業	担当課
		※人権や性の尊重に関する学習機会の充実	学校教育課 生涯学習文化課
		※発達段階に応じた性教育の充実	学校教育課 健康増進課
		※人権週間を活用した啓発活動の実施	市民協働推進課
4	あらゆるメディアにおける女性の人権を尊重した表現等の定着化の促進	映像や書物、インターネット等メディア上の表現について、身近な社会生活の上からも厳しい目で判断・選択し、人権を尊重した表現等の定着化を促進するため、学習機会や啓発活動を推進します。	
		主な事業	担当課
		※メディア・リテラシー向上のための学習機会の提供や啓発活動の推進	学校教育課 市民協働推進課
		※公的刊行物や庁内文書に関する不適切な表現の積極的是正と、遵守すべき基準の周知	総合政策課 全課
5	男女の自立を支える教育・学習機会の充実	家庭や地域における固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、男女がともに協力し、自立できる社会づくりをめざし、各種教育・学習機会の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		※男性の生活習慣自立等のための講座等の実施	健康増進課 生涯学習文化課
		※女性の学習・就業のための講座等の実施	生涯学習文化課
		※生涯学習・啓発のための冊子・パンフレットの発行	生涯学習文化課
		※男女が家庭生活を営むために必要な知識・技能等を習得する家庭科教育の推進	学校教育課

▶市民の行動目標

- ❖男女共同参画に関する研修・講座に参加するなど、理解を深めるための学習に取り組みましょう。
- ❖人権や性に対する正しい理解と意識を持つために、様々な学習機会を活用しましょう。
- ❖家庭や地域における固定的な性別役割分担意識を見直しましょう。

施策の方向Ⅲ-2 男女間のあらゆる暴力の根絶

▶▶基本方針

男女共同参画社会の基本となるのは人権の尊重です。だれもが生まれながらにして持っている人間としての権利は、どのような時でも尊重されなければなりません。

しかし、配偶者やパートナーからの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどのあらゆるハラスメント行為は犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害です。このようなあらゆる暴力は、決して許されるものではなく、男女共同参画社会の実現を大きく阻んでいる現状があります。

特に、DVは、家庭内で行われているため、外部からの発見が困難であることや、社会の理解が不十分で個人的な問題としてとらえられやすく、その被害が深刻化・潜在化しやすいという傾向があります。下野市では、平成25年度に「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護や自立支援のための施策を総合的に実施しています。

今後も引き続き、「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」と連携し、DV防止対策と被害者への支援を行うとともに、あらゆるハラスメントやストーカー防止対策を推進することで、あらゆる暴力が根絶した下野市を目指します。

▶▶数値目標

指標	数値目標		担当課
	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	
下野市女性相談（DV）ホットラインを知っている市民の割合*	17.0%	25%	市民協働推進課
殴る、蹴る、物を投げつけることもDVに含まれると知っている市民の割合*	89.0%	100%	市民協働推進課

* 平成26年度実施市民アンケート調査

▶▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	D V 防止対策と被害者への支援	「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき、D V に関する一層の広報・啓発を図るとともに、関係機関との連携のもと、被害者の立場に立ったきめ細やかで切れ目のない支援を行います。	
		主な事業	担当課
		※家庭、地域、職場、学校における啓発の充実	市民協働推進課 全課
		※D V に関する相談体制の充実	こども福祉課
		※被害者の保護体制の充実	こども福祉課 安全安心課 高齢福祉課
2	あらゆるハラスメントやストーカー防止のための取組の推進	職場や地域等におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント※4等、あらゆるハラスメントを防止し、差別意識や無意識な慣習に根ざす肉体的・精神的な全ての暴力の根絶のため、人権の尊重や暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発活動、意識改革のためのセミナーの実施等、社会全体での取組を推進します。	
		主な事業	担当課
		※あらゆるハラスメントの防止のための労使双方の啓発・情報提供	商工観光課
		※ストーカーの防止に向けた警察との連携	安全安心課

▶▶市民の行動目標

- ❖ あらゆる暴力は個人の尊厳を侵害する行為であることを認識しましょう。
- ❖ 身近に暴力を受けているような人がいたら、関係機関に連絡・相談しましょう。

※4 マタニティ・ハラスメント：「マタハラ」と呼ばれ、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを意味することばです。

施策の方向Ⅲ-3 国際的な視点からの男女共同参画の推進

▶▶基本方針

今日まで、我が国の女性問題や男女共同参画の取組は、世界的な取組とともに進められてきました。政治や経済、文化など社会の様々な分野で国際化が進んでいる中、男女共同参画の取組も国際的な動きと連動し影響を受けながら進んでおり、国際社会の動向について理解を深め、関心を高めていく必要があります。

また、市民一人ひとりが国際的な視野で男女共同参画社会を認識することで、多様な文化や価値観に触れ、違いを認め合う意識が醸成されることが期待されます。

下野市においても、男女共同参画の実現を国際的な課題としてとらえ、今後も男女共同参画のための国際情報を収集し提供するとともに、国際交流を進めることで、国際的な視点から男女共同参画を理解できる下野市を目指します。

▶▶数値目標

指標	数値目標		担当課
	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	
中学生の海外交流派遣事業応募者数	16 人	20 人	市民協働推進課

▶▶市が取り組むこと

No	施策	施策内容	
1	男女共同参画のための国際情報の収集と提供	国際的に広い視野をもって身近なところから男女共同参画を推進するため、様々な国際情報の収集と提供に努めます。	
		主な事業	担当課
		✧男女共同参画に関する様々な国際情報の収集と提供	市民協働推進課
		✧父親支援事業など、国際的な先進事例に関する情報の収集と提供	市民協働推進課
2	男女共同参画の視点からの国際交流の推進	✧国際的視野を持った地域リーダー養成のための学習機会の提供	生涯学習文化課
		国際的な動向や先進諸国の制度等について学び、国際的視野を広めるとともに多様な価値観を普及するため、国際交流を推進します。	
		主な事業	担当課
		✧国際交流活動の促進と支援の充実	市民協働推進課
		✧国際交流員や外国語指導助手等との交流活動の促進	市民協働推進課 学校教育課
		✧姉妹都市との交流事業の促進	市民協働推進課

▶▶市民の行動目標

- ❖ 男女共同参画に関する国際的な動向を把握しましょう。
- ❖ 国際交流に積極的に参加しましょう。

第5章 プランの推進

1 推進体制の強化

行政と市民がそれぞれの立場から意識を高め、共通の理解のもと、庁内においては横断的な推進体制の整備と充実を、市民においては男女共同参画を推進する団体の育成等を図ります。

また、国・県等との連携を深めるため、情報収集に取り組みます。

(1) 庁内推進体制の強化

多くの施策は複数の担当課による協力・連携が必要となります。そのため、男女共同参画に関する職員研修を実施するなど、職員一人ひとりが男女共同参画の重要性を認識し、男女共同参画の視点に立って取り組みを推進します。

また、行政の各分野において、庁内の連携が十分に図れるよう、男女共同参画推進本部など、横断的な推進体制の整備と充実を図ります。

(2) 市民、地域との協働による取り組みの推進

すべての目標は、行政による施策の推進だけで実現が図れるものではありません。そのため、市民・事業者・地域団体等と行政が連携して推進できる体制づくりを進めます。

また、市民・事業者・地域団体と行政との協働を円滑に進めるため、市民や民間団体の中でまとめ役として活躍できる人材の育成を支援します。

(3) 国・県等関連機関との連携

本プランの効果的な推進にあたっては、国や県の計画や方針との整合性に配慮しながら取り組む必要があります。男女共同参画社会の形成に向け、国、栃木県、他市町村等との情報交換や交流を通じ、連携に努めます。

2 プランの進行管理

プランに記載された各施策について、施策の進捗状況を把握し、プランの進行管理及び評価・見直しを行います。進行管理の目的は、市民と行政との対話を通じて、定期的に意識改革・意識啓発を促すことです。

プランの進捗状況は、(1) 施策の実施状況、(2) 数値目標による計画の進捗状況、(3) 市民意識調査による計画の進捗状況の3つの方法で実施し、それぞれ男女共同参画推進委員会及び市民の意向を踏まえて把握・評価します。

(1) 施策の実施状況の把握・評価

それぞれの施策に関連する事業の実施・未実施の確認や事業量の把握ではなく、事業が男女共同参画の視点に立って実施されているかどうかを把握・評価することに重点を置き、整理します。まとめた内容を男女共同推進委員会に報告するとともに、委員会での検討・評価を経て、市民の意見を広く収集します。

(2) 数値目標によるプランの進捗状況の把握・評価

プランの進捗や効果を数値目標の数値の推移で把握します。数値目標の進捗状況は男女共同参画推進委員会に報告し、委員会での検討・評価を経て、広報等を通じて市民に公表します。

(3) 市民意識調査によるプランの進捗状況の把握・評価

各施策に関わる市民の意識改革や環境変化・社会変化の実感や、新たな課題に対するニーズを、3年程度ごとの市民に対する意識調査により把握します。市民意識調査により得られた結果は男女共同参画推進委員会に報告し、委員会での検討・評価を経て、広報等を通じて市民に公表します。

(4) プランの見直し

(1) から (3) での検討結果と社会情勢の変化等を適切に判断し、必要に応じてプランの見直しの検討を行います。

資料編

下野市男女共同参画推進委員会条例

平成25年3月22日

条例第4号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、下野市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画推進プランの策定に係る調査及び検討に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進及び啓発に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の実現のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者

2 委員の選任にあたっては男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満としないようにしなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員がその選任資格を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、公開しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部において処理するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日の前日において従前の下野市男女共同参画推進委員会設置要綱に基づく下野市男女共同参画推進委員会委員であった者については、残任期間までこの条例による委員とみなす。

下野市男女共同参画推進委員会委員名簿

No.	氏 名	所属	備考
1	堀 眞 由 美	白鷗大学経営学部教授	会 長
2	百 武 亘	下野市自治会長連絡協議会	
3	生 澤 里 美	下野市人権擁護委員会	
4	永 山 登 志 子	下野市社会福祉協議会	
5	渡 邊 喜 正	下野市P T A連絡協議会	
6	和 田 康 子	下野市女性団体連絡協議会	
7	倉 井 金 男	下野市民生委員児童委員協議会	
8	高 木 智 子	栃木県女性の人材バンク	
9	手 塚 知 恵 子	栃木県男女共同参画地域推進員	
10	楡 木 久 美 子	栃木県男女共同参画地域推進員	
11	井 上 永 子	栃木県男女共同参画地域推進員	職務代理
12	小 野 寺 一 彦	共栄製袋(株)小金井工場	
13	和 氣 節 子	公募委員	
14	木 村 諦 四	公募委員	

(敬称略)

下野市男女共同参画推進本部設置要綱

平成18年 4 月 7 日

訓令第92号

改正 平成19年 3 月29日訓令第11号
平成19年 4 月 2 日訓令第16号
平成19年 6 月15日訓令第37号
平成20年 3 月31日訓令第10号
平成21年 3 月27日訓令第17号
平成22年10月 6 日訓令第32号
平成23年 3 月31日訓令第 4 号
平成26年 3 月17日訓令第 4 号
平成27年 3 月31日訓令第 9 号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、下野市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会を実現するための基本的な計画の策定、施策の総合的な推進に関すること。
- (2) その他、男女共同参画社会を実現するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長を、本部員には教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、議会事務局長、会計管理者及び教育次長をもって充てる。

(平19訓令11・平19訓令16・平21訓令17・平22訓令32・平23訓令 4 ・一部改正)

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置き、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会を実現するための具体的施策の協議及び連絡調整に関すること。
- (2) その他、男女共同参画社会を実現するために必要に事項に関すること。
- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に、代表幹事を置き、幹事の互選により選任する。
- 4 幹事会は、代表幹事が招集し、会議の議長となる。
- 5 代表幹事に事故があるときは、あらかじめ代表幹事の指名する幹事が、その職務を代理

する。

6 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事のうち協議事項に関係する者をもって、会議を開催することができる。

7 代表幹事は、会議が終了したときは、その結果を本部長に報告しなければならない。

8 前条第2項の規定は、幹事会について準用する。

(平19訓令37・一部改正)

(推進委員)

第7条 幹事会に下部組織として、男女共同参画社会の実現に係る調査事務等を行うため推進委員を置く。

2 推進委員は、各課（局・室）の主査以上にある職員のうちから、当該課（局・室）の長の指名する者をもって充てる。

3 推進委員の会議が必要なときは、代表幹事が招集し、会議の議長となる。

(平19訓令37・全改)

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、市民協働推進課において処理する。

(平21訓令17・平23訓令4・平27訓令9・一部改正)

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第11号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月2日訓令第16号）

この訓令は、平成19年4月2日から施行する。

附 則（平成19年6月15日訓令第37号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第10号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日訓令第17号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月6日訓令第32号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第9号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

（平27訓令9・全改）

	役職名
1	総合政策課長
2	市民協働推進課長
3	総務人事課長
4	安全安心課長
5	社会福祉課長
6	こども福祉課長
7	高齢福祉課長
8	健康増進課長
9	農政課長
10	商工観光課長
11	水道課長
12	教育総務課長
13	学校教育課長
14	生涯学習文化課長

下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 責務(第4条—第7条)

第3章 基本的施策(第8条—第15条)

第4章 禁止事項(第16条)

第5章 雑則(第17条)

附則

下野市は古来より災害が少なく、緑豊かな地として人々の生活が営まれたことから、多くの古墳が築造され、奈良時代には下野薬師寺や下野国分寺・国分尼寺が建立されるなど、古代東国地方における仏教文化の中心地として栄えました。

こうして形成されてきた私たちの故郷下野市は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変動に伴う家族形態や地域社会の変化などに的確に対応し、市民との協働により、さらに飛躍と発展するまちづくりを進めていかななくてはなりません。

これまでに、男女共同参画を目指す国際社会や国の動きを踏まえ、お互いを理解し尊重する心豊かな社会の実現を目指し、取組を進めてきましたが、今なお、性別による固定的な役割分担意識や社会的慣習が存在していることも事実です。

これらの課題を解決するためには、職場、地域その他あらゆる分野において女性の活躍を推進することにより、豊かで活力ある社会の実現を図ることが必要です。そして、すべての人が、性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意思によって多様な生き方を選択し、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

ここに、私たちは、だれもが輝くことができる男女共同参画社会を実現するため、市、市民、事業者及び市民団体等が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会実現のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び活動する人をいう。

- (4) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人をいう。
- (5) 市民団体等 自治会、PTA等地域社会において住民の教育・福祉の向上のための活動を行う団体等、事業者以外の市内で活動する全ての団体をいう。
- (6) ハラスメント 相手の意に反した言動を行うことにより、相手方に不快感若しくは不利益を与え、又は相手方の尊厳を傷つける行為のことをいう。

(基本理念)

第3条 市、市民、事業者及び市民団体等は、次に掲げる事項を基本理念として男女共同参画を推進しなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会における制度又は慣行にとらわれることなく、自らの意思において多様な生き方を選択できること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業所等における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されていること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 男女が、相互の協力と社会支援の下、家事、子育て、介護等の家庭生活における活動及び地域、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野における活動を両立でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- (5) 男女の生涯にわたる健康の確保 男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画の推進のための取組が、国際社会の動向と密接な関係があることを考慮し、国際社会と協調して行われること。
- (7) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がい又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等に配慮すること。

第2章 責務

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置づけ、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の規定による施策以外の施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮するものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国及び栃木県その他の地方公共団体と連携を図り、市民、事業者及び市民団体等と協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策への理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において男女共同参画を推進するよう自ら努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画を推進し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、職業生活及び家庭生活その他の生活との両立を支援するため、職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体等の責務)

第7条 市民団体等は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に努めるとともに、当該団体の運営や活動方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めるものとする。

2 市民団体等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という）を策定するものとする。

2 基本計画の策定に当たっては、基本理念に基づくものとする。

3 市は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、下野市男女共同参画推進委員会条例（平成25年下野市条例第4号）に規定する下野市男女共同参画推進委員会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

4 市は、基本計画を策定し、又は変更した時は、速やかにこれを公表するものとする。

(市民、事業者及び市民団体等の理解を深めるための措置)

第9条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民、事業者及び市民団体等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(学習活動への支援)

第10条 市は、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる分野における、男女共同参画の推進のための学習機会の充実及び学習活動への支援を行うものとする。

(農業、商工業等の自営業における男女共同参画社会の形成)

第11条 市は、農業、商工業等の自営業において男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農業、商工業等の自営業の経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援を行うものとする。

(推進体制)

第12条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(実施状況の公表)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、公表するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第15条 市民、事業者及び市民団体等は、市長に対し次に掲げる事項に係る苦情及び相談

を申し出ることができる。

(1) 男女共同参画に係る人権侵害に関すること。

(2) 男女共同参画推進施策に関すること。

2 市長は、前項に規定する申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 禁止事項

(性別による差別的取扱いの禁止)

第16条 全ての人は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 全ての人は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、ハラスメント及び配偶者への暴力その他性別に起因するあらゆる暴力を行ってはならない。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日より施行する。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号 （同日公布、施行）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であつてはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であつてはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(平成11年6月23日公布)

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。〔後略〕

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この法律〔中略〕は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。
〔後略〕

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号
平成 19 年 7 月 11 日 法律第 113 号
最終改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当

該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。

以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談

支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受け

た者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があ

ることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居し

ている子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条

第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする

同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
 - 二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者

について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 【抄】

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第 4 号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 月」とあるのは、「2 週間」とする。

（検討）

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号） [抄]

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

策定経過

開催	内容
平成27年 2月	下野市男性も女性も共に輝く社会づくりに関するアンケート調査の実施 (配布数2,000数、有効回収数666、回収率33.3%)
3月	第22回 下野市男女共同参画推進委員会 ・下野市男女共同参画推進条例（仮称）の骨子について ・下野市男女共同参画推進条例（仮称）の基本構成について 第15回 下野市男女共同参画推進本部 ・男女共同参画推進条例制定方針の確認について ・男女共同参画推進委員会の審議経過と全体スケジュールについて ・下野市男女共同参画推進条例（仮称）の基本構成及び条例骨子（案）について ・下野市男女共同参画推進条例素案について 第23回 下野市男女共同参画推進委員会 ・下野市男女共同参画推進条例（仮称）素案の検討について
4月	第16回 下野市男女共同参画推進本部 ・男女共同参画推進条例及び第二次下野市男女共同参画プラン策定に係る経過報告について ・アンケート調査結果（中間報告）について ・下野市男女共同参画推進条例の基本構成及び骨子について 第10回 下野市男女共同参画推進本部幹事会 ・平成27年度男女共同参画事業年間スケジュールについて ・公的広報について ・第2次下野市職員男女共同参画行動計画について 第24回 下野市男女共同参画推進委員会 ・アンケート調査中間報告について ・下野市男女共同参画推進条例（案）の検討について ・条例名称について
5月	第25回 下野市男女共同参画推進委員会 ・下野市男女共同参画推進条例（案）について ・市民アンケート報告書について ・課題の検討について ・第二次男女共同参画プラン策定方針について
6月	第11回 下野市男女共同参画推進本部幹事会 ・下野市男女共同参画プラン進捗状況について ・市民アンケート調査結果について ・第二次下野市男女共同参画プラン骨子（案）について 第17回 下野市男女共同参画推進本部 ・下野市男女共同参画プラン進捗状況について ・市民アンケート調査結果について ・第二次下野市男女共同参画プラン骨子（案）について 第26回 下野市男女共同参画推進委員会 ・下野市男女共同参画プラン進捗状況について ・第二次下野市男女共同参画プラン骨子（案）について ・アンケート結果から見る課題の検討について
7月	第27回 下野市男女共同参画推進委員会 ・第二次下野市男女共同参画プラン素案①について
8月	第28回 下野市男女共同参画推進委員会 ・第二次下野市男女共同参画プラン素案②について
9月	第29回 下野市男女共同参画推進委員会 ・第二次下野市男女共同参画プラン素案③について

10月	第12回下野市男女共同参画推進本部幹事会 ・下野市第二次男女共同参画プラン案について ・下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例案について 第18回 下野市男女共同参画推進本部 ・下野市第二次男女共同参画プラン案について ・下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例案について 第30回 下野市男女共同参画推進委員会
11月	市議会議員全員協議会に報告
12月	パブリックコメントの実施
平成28年 1月	第19回 下野市男女共同参画推進本部 第31回 下野市男女共同参画推進委員会
	第二次下野市男女共同参画プラン公表

男女共同参画に関する用語解説

【あ行】

○育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が正式名称で、平成7（1995）年6月に「育児休業等に関する法律」（平成3年法律第76号）の改正法として公布。

育児休業と介護休業の制度の設置、子の養育と家族介護を行う労働者に対して事業主が行わなければならない、勤務時間などに関する措置や支援措置について定めている。

○NPO

Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織等と訳される。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。

このうち、「NPO法人」とは、平成10（1998）年に成立した特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利法人」の一般的な総称。

法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

○M字カーブ

日本で15歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したときにできる曲線のこと。M字型曲線ともいい、30代前半を谷底とする形を表したもの。これは、多くの女性が結婚、出産、育児を契機に退職し、育児終了とともに（主に短時間雇用者として）再度労働市場に戻ってくる「中断再就職型」という就労形態を示している。

しかし、労働力率だけでなく、15歳以上人口に占める有業者と就職希望者の割合を示す潜在有業率を年齢階層別にとると、逆U字型を描く。つまり、結婚や育児にかかわらず働き続けたいと思っている女性の多くが働けずにいることがわかる。女性の就業継続を困難にさせる要因には、職場での差別的慣行、家事・育児などの女性への負担、仕事と育児を両立可能にするための制度や施設の不足などが考えられる。

○エンパワーメント

もともとは英語の「パワー（力）」からきており、「力をつけること」という意味。ここでいう力とは、自分の意見を述べたり、社会に働きかけたり、動かしたりする力であり、それを可能にするための知識や能力を身につけることも含まれる。単に個人的に能力を高めるだけではなく、それを社会的に使う力という。

エンパワーメントは、何かを成し遂げたという結果ではなく、少しずつ前進することを通じて、人びとが自分に自信をもつようになり、社会を変えられるようになる、その過程を重視した考えである。

「女性のエンパワーメント」という言葉は、「北京行動綱領」で用いられて以来、より広く使われるようになった。これは、女性が必要な知識や能力を身につけ、経済活動や政治活動に参加し、連帯しながら社会の変革を進めるようになることを意味し、行動綱領は女性のエンパワーメントを進めるための進行表といわれている。

しかし、女性が力をつけたとしても、その女性の力が発揮されない社会状況も問題となっている。

【か行】

○家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分に話し合って取り決める協定。

【さ行】

○ジェンダー

「女らしさ」「男らしさ」、「女の役割」「男の役割」など、社会的・文化的に形成された性差のことで、生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）とは区別する。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、性差を否定したり、男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、ひな祭りや端午の節句等の伝統文化を否定することは、男女共同参画の意図するところではない。

○女性活躍推進法

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が正式名称で、平成 27（2015）年 8 月に成立。これにより、平成 28 年 4 月 1 日から、労働者 301 人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務づけられている。

○性同一性障がい者等

性同一性障がいとは、生物学的な性（身体の性）と性自認（心の性）が一致しない、性の同一性を欠いた状態を言う。この障がいを抱える人々は、自分の体の性への強い嫌悪感に苦しむとともに、社会の無理解と環境の未整備に悩まされていることが指摘されている。

本プランでは、こうした性同一性障がい者に限らず、異性装者、同性愛者や両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人（インターセックス）などを含めて「性同一性障がい者等」と記述している。

また、近年こうした人々のことをLGBTと呼ぶことが増えてきている。LGBTは、女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender：身体の性別とは異なる性別を生きる／生きたいと望む人）、の頭文字。

○セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれる。立場を利用したり、性差別の上に成り立っていたりすることが多く、特に雇用の場で問題となっている。

【た行】

○男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

○男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が正式名称で、昭和 60（1985）年 6 月に「勤労婦人福祉法」（昭和 47 年法律第 113 号）の改正法として公布された。

女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念とし、事業主並びに国及び地方公共団体は、基本理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるよう努めなければならないと規定している。

平成 19（2007）年 4 月に改正男女雇用機会均等法が施行され、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、母性健康管理措置、ポジティブアクションの推進等が定められた。

○ドメスティック・バイオレンス

一般的には、「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振られる暴力」という意味で使用されることが多い。広義には女性や子ども、高齢者や障害者など家庭内の弱者への家庭内暴力をさす。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあり、どのような意味で使用されるか注意が必要である。男女共同参画基本計画では「夫・パートナーからの暴力」として記述されている。

【は行】

○ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている集団(女性や人種的な少数弱者など)に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置。男女共同参画社会基本法第2条第2項では、「積極的改善措置」として次のように定義している。「(男女共同参画に関し)男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」

【ま行】

○メディア・リテラシー

メディアの仕組み伝達される情報を理解し、実際に使いこなす能力。

【ら行】

○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖に関する健康と権利と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることをリプロダクティブ・ヘルスと呼びます。このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。国連の国際人口・開発会議(1994年)で採択されたカイロ行動計画に大きく取り入れられた。身体的、精神的、社会的に良好な状態で安全で満足な性生活を営めること、子どもを産むかどうか、産むならばいつ、何人産むかを決定する自由を持つことを含む。

日本においても、幅広く問題が存在し、この概念の重要性は高くなっているため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツにかかわる領域についての研究や統計の整備とともに、保健医療に関する情報・サービスを誰もが手にすることができるような制度の充実が望まれている。

